
長野県における児童虐待の実態とその対応
に関する研究

平成8年度～平成11年度 長野県看護大学特別研究成果報告書

平成12年3月

研究代表者 北山 秋雄

(長野県看護大学看護学部)

目次

	頁
はしがき	1
研究課題	2
研究組織	2
研究経費	2
研究発表	3
研究成果	
1. 定例会・講演会等	4
2. 研究発表	
1) 乳幼児を持つ母親の「子どもの虐待」認識に関する実態調査.....	7
2) 乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」の認識の実態.....	13
3) 乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」認識の実態.....	15
4) 長野県K市における乳幼児をもつ両親の 「子どもの虐待」の認識の実態 ..	16
3. 子どもの虐待電話相談 件数・事例	25
4. 課題と展望	27
資料	
1. ワークショップ	広報用資料・プログラム
2. 一日電話相談	広報用資料
3. 子どもの虐待電話相談	協力依頼文
4. 「南信子どもの虐待防止ホットライン」パンフレット	
5. 研究会・講演会	広報用資料
6. 長野県K市における乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」の認識の実態	
	集計結果 調査用紙他

はしがき

特別研究実施初年度(1996)における全国と長野県の児童相談所の児童虐待に係わる相談件数は4,102件と61件であったが、1998年度は、それぞれ6,932件(1996年度の1.7倍)、148件(1996年度の2.4倍)と大幅に増加しています。子どもの虐待*の防止や早期発見・対応、治療・リハビリには多職種間のアプローチとネットワーク化が不可欠なことから、1996年7月に「子どもの虐待防止研究会」(1997年4月から「南信子どもの虐待防止研究会」に改称した)を発足させ、以後月1回のペースで、看護大学内外の先生方とともに事例検討会/勉強会を開催してきました。メンバーとして、本学の近接領域の先生方の他に、地域の医師、弁護士、児童福祉司、臨床心理士、婦人相談員、婦人警察官等多様な領域の専門職が参加してきました。事例検討会/勉強会を重ねるにつれて、「子どもの人権」という視点からより広く市民の皆様と子どものいじめや虐待について話し合う機会を持ちたいという意見が強まり、1997年3月1日、CAP(child assault prevention:子どもの虐待防止教育)の活動で実績のある「グループCAP」を招いて、本学講堂で「ストップ・ザ・いじめ&虐待ー子どもたちをいじめや虐待から救おう」というテーマでワークショップを開催しました。このワークショップでは、子どもは単に保護され、依存する対象(しばしば大人に対する従属性が強要される)ではなく自分で考え行動する内なる力(empowerment)を持っていること、子どもも大人と同様に基本的人権がある(わが国も1994年5月22日子どもの権利条約の158番目の批准国となる)こと、を子どもたちや市民とともに話し合いました。こうした理念を基本にして、子どもの虐待に対する地域啓発のための講演会、子どもの虐待に関するアンケート調査、電話相談「南信子どもの虐待防止ホットライン」の開設、県内外の関連組織・団体とのネットワーク化等を実施/推進してきました。特別研究としての過去4年間の研究活動をとおして、子どもの虐待に対する南信地域の認識と理解が深まるとともに、育児環境や親業のあり方に対する関心も高まり始めています。今後も子どもの目線で虐待を捉え、市民とともにこの問題を考えていきたいと思えます。

*子どもの虐待とは「大人(または年長者)が力関係を利用して18歳未満の子どもの基本的人権を侵害するプロセス」のことである。

研究課題

長野県における児童虐待の実態とその対応に関する研究

研究組織

研究代表者 : 北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授
研究分担者 : 内田雅代 長野県看護大学看護学部教授
北山三津子 長野県看護大学看護学部教授
吉沢豊予子 長野県看護大学看護学部教授
竹内幸江 長野県看護大学看護学部助教授
栗林浩子 長野県看護大学看護学部助手

(平成9年度～11年度)

篠原玲子 長野県看護大学看護学部助手

寺島憲治 長野県看護大学看護学部助手

(平成11年度)

俵 麻紀 長野県看護大学看護学部助手

御子柴裕子 長野県看護大学看護学部助手

頭川典子 長野県看護大学看護学部助手

(平成11年度)

佐藤奈保 元長野県看護大学看護学部助手

(平成8年度～10年度)

河原田美紀 元長野県看護大学看護学部助手

(平成9年度～10年度)

調査協力団体 : 南信子どもの虐待防止研究会

研究経費

平成 8年度 856 千円

平成 9年度 877 千円

平成10年度 599 千円

平成11年度 832 千円

計 3164 千円

研究発表

1. 学会誌等

- 1) 佐藤奈保, 内田雅代, 竹内幸江, 栗林浩子, 篠原玲子, 北山三津子, 俵麻紀, 河原田美紀, 御子柴裕子, 吉沢豊予子, 北山秋雄, 南信子どもの虐待防止研究会: 長野県K市における乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」の認識の実態. 長野県看護大学紀要, 1: 55-63, 1999.

2. 学会発表

- 1) 吉沢豊予子, 佐藤奈保, 竹内幸江, 内田雅代, 南信子どもの虐待防止研究会一同: 乳幼児を持つ母親の「子どもの虐待」認識に関する実態調査. 第39回日本母性衛生学会学術集会, 1998.10.1-2, 前橋市.
- 2) 佐藤奈保, 内田雅代, 竹内幸江, 栗林浩子, 篠原玲子, 北山三津子, 俵麻紀, 河原田美紀, 御子柴裕子, 吉沢豊予子, 北山秋雄, 他南信子どもの虐待防止研究会一同: 乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」の認識の実態. 第45回日本小児保健学会, 1998.10.2, 東京都.
- 3) 御子柴裕子, 北山三津子, 俵麻紀, 河原田美紀, 北山秋雄, 他南信子どもの虐待防止研究会一同: 乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」認識の実態. 第57回日本公衆衛生学会, 1998.10.29, 岐阜県.

定例会・講演会等

月に1回ずつ行った定例会では、研究会メンバーである看護大学教員、小児科医、弁護士、児童福祉司、婦人相談員、スクールカウンセラーなど、さまざまな専門職や、駒ヶ根市内のファミリーサポートグループで活動する母親たちとともに、事例検討会や日本および海外の虐待の現状などの検討を行った。

研究会メンバーの中でも虐待に対するイメージはさまざまであり、虐待か虐待でないかの境界が不明瞭であったり、家庭という密室での虐待は発見や介入することが難しく、水面下ではまだまだたくさんの子ども達が苦しんでいること、虐待を受けた子ども達の心の傷は大きく、保護された後も立ち直るには時間がかかることなど、深刻な状況が報告され、それぞれの専門職の立場から援助方法について話し合ってきた。また、虐待している親の背景をみると、被虐待歴があったり、夫婦関係がうまくいっていないケースもあり、日本では被害者である子どもへの援助に焦点が置かれがちだが、加害者である親への援助も重要であることが明らかとなった。

地域住民とも虐待について考えようと試みたワークショップやアンケート調査、電話相談、講演会などは、虐待のみでなく、育児やしつけ、いじめ、暴力などについても考える機会となった。虐待防止のためには、大人が虐待しないようにすること以外に、虐待を受けた子ども自身が周囲に助けを求めるといふこと、また助けを求められることができるような教育をすること、虐待を受けた子どもに特徴的な身体的、性格的变化を周知することが重要であることが示唆された。

第1回定例会	1996年	7月	事例検討（佐藤奈保 元長野県看護大学看護学部助手）
第2回定例会		9月	事例検討（古畑ひろ子 飯田児童相談所）
第3回定例会		10月	事例検討（矢澤たい子 長野県婦人相談員）
第4回定例会		11月	子どもの性的虐待（北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授）
第5回定例会		12月	ワークショップ「ストップ・ザ・いじめと虐待」の打ち合わせ
第6回定例会	1997年	1月	ワークショップ「ストップ・ザ・いじめと虐待」の打ち合わせ
第7回定例会		2月	ワークショップ「ストップ・ザ・いじめと虐待」の打ち合わせ
ワークショップ		3月	「ストップ・ザ・いじめと虐待」
第8回定例会		3月	ワークショップ評価検討会

研究会の名称が「子どもの虐待防止研究会」から「南信子どもの虐待防止研究会」に変更

第1回定例会	1997年	4月	講演「のぞみ学園（フリースクール）に集う子どもの人権」（講演会） （北澤康吉 のぞみ学園）
第2回定例会		5月	事例検討（御子柴裕子 長野県看護大学看護学部助手）
第3回定例会		6月	「子どもの虐待のイメージに関するアンケート調査」について 電話相談開設について
第4回定例会		7月	「子どもの虐待のイメージに関するアンケート調査」について

第5回定例会		9月	飯田児童相談所の虐待防止ネットワークと 児童福祉法改正について(古畑ひろ子 飯田児童相談所) 「子どもの虐待のイメージに関するアンケート調査」 プレテスト結果報告
第6回定例会		10月	「子どもの虐待のイメージに関するアンケート調査」について 一日電話相談について
アンケート調査		12月	「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」実施
第7回定例会 (講演会)		12月	講演「長野県の青少年健全育成について」 (会津敏男 長野県社会部青少年家庭課 青少年係長) 一日電話相談について
第8回定例会	1998年	1月	「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」について 一日電話相談について
第9回定例会		2月	「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」について 「子ども達を虐待/暴力から守ろう」一日電話相談について
第10回定例会		3月	「子ども達を虐待/暴力から守ろう」一日電話相談最終打ち合わせ
一日電話相談		3月	「子ども達を虐待/暴力から守ろう」一日電話相談
第11回定例会		4月	一日電話相談結果報告 「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」 結果報告会について
結果報告会		5月	「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」
第12回定例会		7月	今後の活動予定について
第13回定例会		8月	事例検討(宮下久子 スクールカウンセラー) 「子ども/虐待のイメージに関するアンケート調査」結果報告
第14回定例会		10月	子どもの虐待電話相談について 研究会パンフレット作成について
第15回定例会		11月	子どもの虐待電話相談について 研究会パンフレット作成について
第16回定例会		12月	研究会パンフレット作成について 12月電話相談結果報告 岩城弁護士の講演会について
第17回定例会	1999年	1月	「子どもと家族の心と健康調査」報告 (北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授) 2月講演会最終打ち合わせ 研究会パンフレット作成最終検討 1月電話相談結果報告
第18回定例会 (講演会)		2月	講演「子どもの虐待の発見と危機介入のあり方」 (岩城正光弁護士 あかつき法律事務所)
第19回定例会		3月	研究会パンフレットについて

第20回定例会	4月	事例検討(菅雄峰 たかずやの里)
第21回定例会	5月	5月電話相談事例報告
第22回定例会	7月	子どもを虐待から保護するためのリスクアセスメントモデル の紹介(北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授)
		6・7月電話相談結果報告
第23回定例会	9月	8・9月電話相談結果報告 ビデオ「子どもを叩かないでしつける方法」鑑賞
第24回定例会	10月	10月電話相談結果報告 トラウマのアセスメントについて (北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授)
第25回定例会 (講演会)	11月	講演「児童虐待の電話相談を行う上での留意点について」 (関戸克子 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター)
第26回定例会 (講演会)	12月	講演「わが国の性教育の現状と課題」 (島崎維雄 日本性科学情報センター(NICS)所長)
第27回定例会	2000年 1月	11・12・1月電話相談結果報告 子どもの虐待のアセスメントツールの開発の現状 (北山秋雄 長野県看護大学看護学部教授)
		ビデオ「虐待された子どもへのプレイセラピー」鑑賞
第28回定例会	2月	2月電話相談結果報告 ビデオ「トラウマをもつ子どもへのプレイセラピー」鑑賞

乳幼児を持つ母親の「子どもの虐待」認識に関する実態調査

長野県看護大学

吉沢豊予子・佐藤奈保・竹内幸江・内田雅代

南信子どもの虐待防止研究会一同

児童虐待に対する関心が日本でも高まり、虐待防止への取り組みが、各地で行われようとしている。今回私たちは現在育児に関わっている母親がどのような現象、行為を虐待と認識しているかを知ることがを目的に調査を行った。対象及び方法:長野県駒ヶ根市内の保育園・幼稚園に通園している園児の母親1000名に調査を行い、回収率は75.1%であった。質問紙は人口学的データ、及び身体的虐待4例、心理的虐待5例、ネグレクト4例の13例文で構成され、例文は「明らかに虐待である」から「明らかに虐待でない」の5段階で評価し、比較を行った。分析は統計ソフトspssを使用し、虐待種別の α 係数は0.61-0.70であった。結果:身体的虐待例文で、しつけの範疇に認識されやすい例文では、78.9%が虐待でないとしており、また心理的虐待例文では「産むつもりはなかった」という例文に90%が虐待であると反応しているものの、他の例文ではどちらともいえないの回答が3割と多くなっていた。ネグレクトの例文で現在の育児放棄が明らかな例文には、90%以上が虐待であると認識するが、このままでは将来子どもの安全が脅かされるというような例文に対する虐待の認識が低かった。さらに、母の年齢、学歴、核家族の有無、子どもの数による認識への影響が認められた。

第39回日本母性衛生学会学術集会, 1998.10.1-2, 前橋市.

研究の目的および方法

- 目的: 主な養育者である母親がどのような現象・行為を虐待と認識しているか、対象の特性により認識に違いがあるか明らかにする。
 - 方法: 調査対象; 人口3万農村地区在住、保育園・幼稚園に通園している園児の母親1000名
- 手順: 保育園・幼稚園を通して配布、回収、回収率75.1%
- 質問紙: 人口学的データ、身体的虐待例文4例、心理的虐待例文5例、ネグレクト例文4例
- 信頼性 α 係数0.61-0.70
- 分析: 統計ソフト spss

対象者の特性

- 母親の年齢構成
 - 20代: 11.2%
 - 30代: 78.5%
 - 40代: 10.3%
- 職業
 - 常勤: 19%
 - パート・内職: 44.6%
 - 専業主婦: 36.5%
- 家族形態
 - 核家族: 49.1%
 - 拡大家族: 50.9%
- 学歴
 - 短大・大卒・専門学校卒程度: 43.2%
 - 高卒程度: 54.7%
 - 中卒程度: 2.1%
- 子どもの数
 - 1人: 9.4%
 - 2人: 52.4%
 - 3人以上: 38.2%
- 育児相談相手 同居家族以外
 - いる: 77.0%
 - いない: 23%

・身体的虐待

身1・よい時は誉める、危険な時注意を聞かない時は、げんこつ、平手で叩き、厳しくする。

身2・小学3年生、勉強を終えず、眠ったので、起こして最後までやらせる。寝たのが午前1時。

身3・3歳6ヶ月、毎日おもらし、その度にお尻を10回叩く。

身4・勉強は側について、間違えるともものさしで叩いたり、しかったりしながら、させる。

・心理的虐待

心1・手を洗わなかった子どもの手を叩く。子どもは脅えている。

心2・言葉で「そんな子うちの子じゃないよ」という。

心3・「出て行きなさい」といって、しばらく家に入れない。

心4・父親は身4の母親の行動を見て見ぬふりをする。

心5・「本当はおまえを産むつもりではなかった」と言う。

・ネグレクト

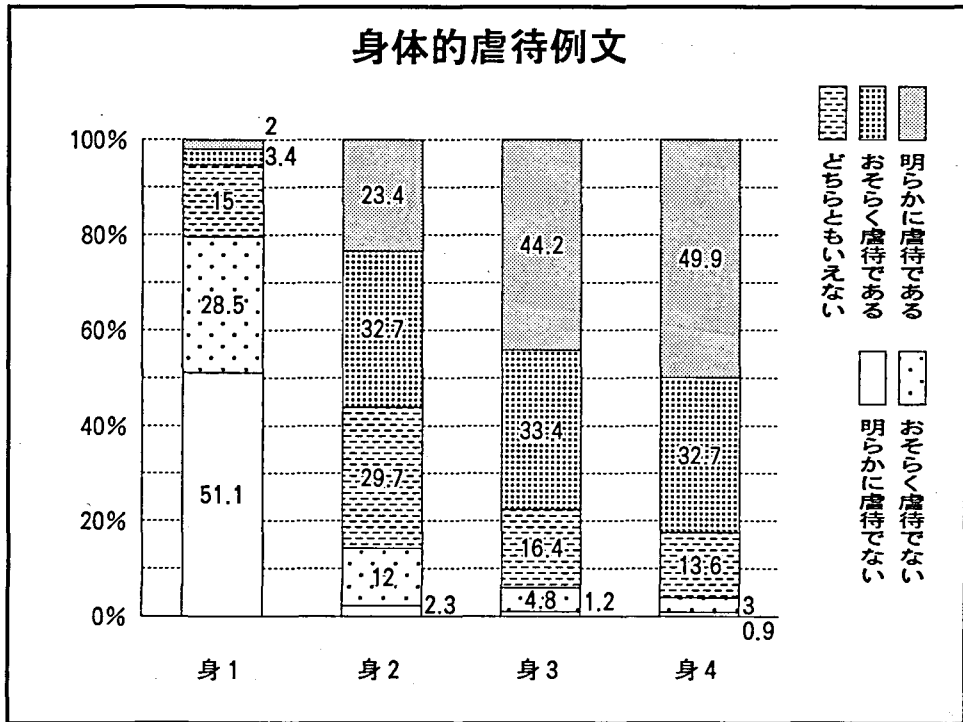
ネ1・両親が仕事が遅く、小学6年生の長女が小さい兄弟の面倒をみ、学校を欠席、遅刻する。

ネ2・小学校1年生1人で夜遅くまで留守番をする。夕食、おやつの準備がない。

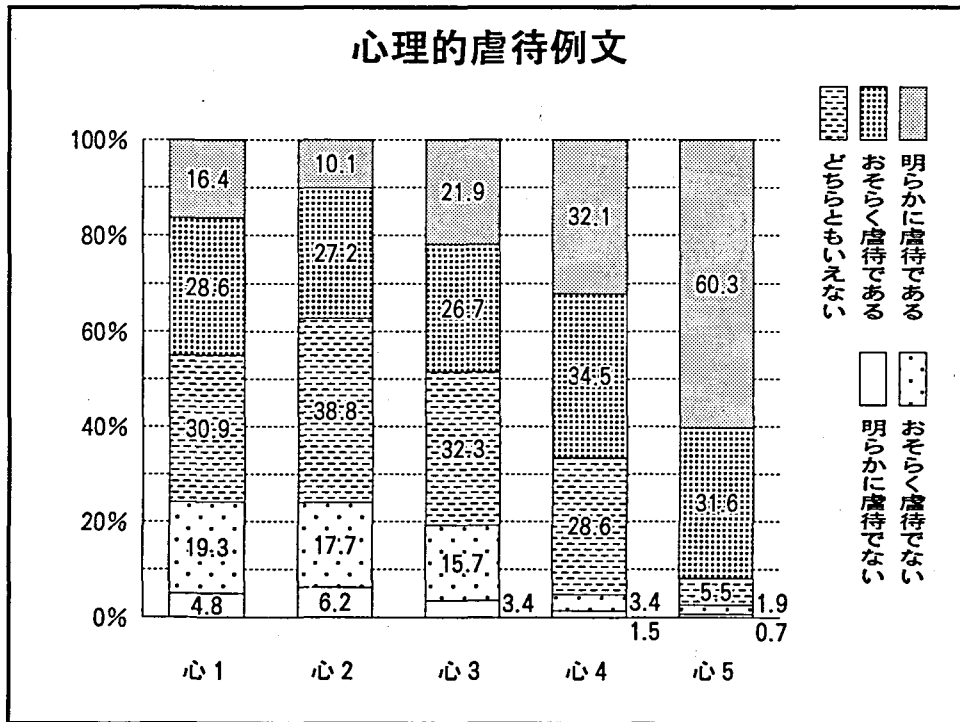
ネ3・3人兄弟の末っ子が病気、「病気の子はいらない」と何ヶ月も見舞いに行かない。

ネ4・離婚した母親が仕事に出るため、1歳の子を押し入れに閉じ込めて出かける。

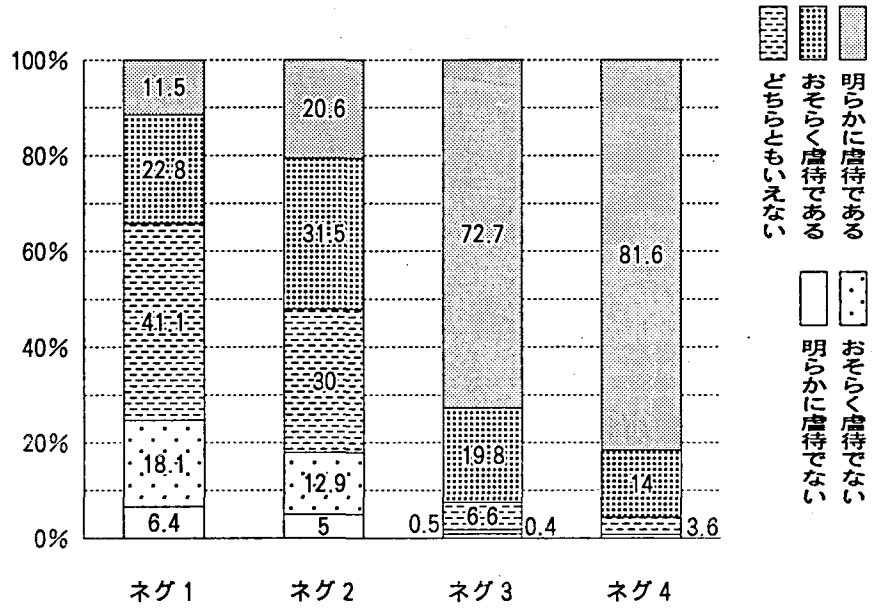
身体的虐待例文



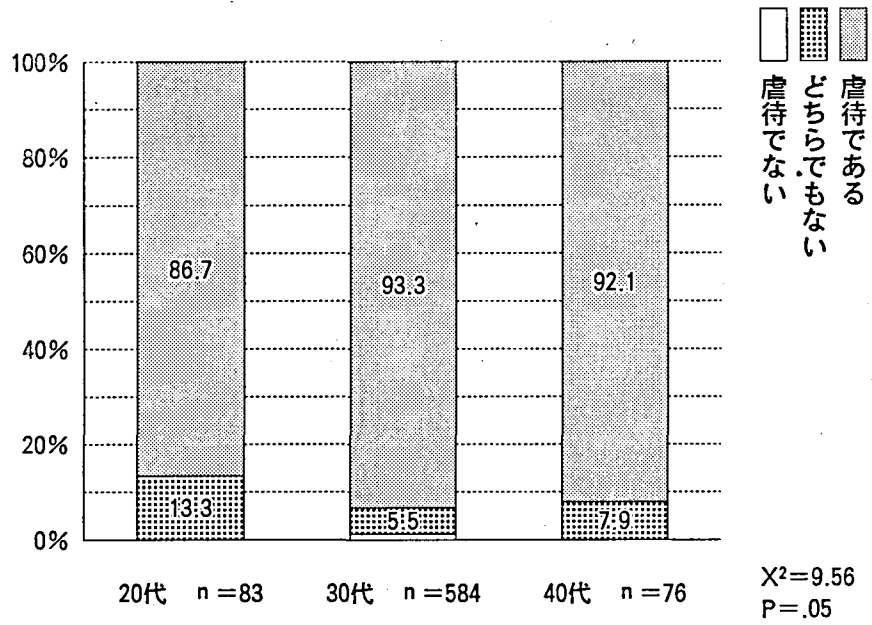
心理的虐待例文



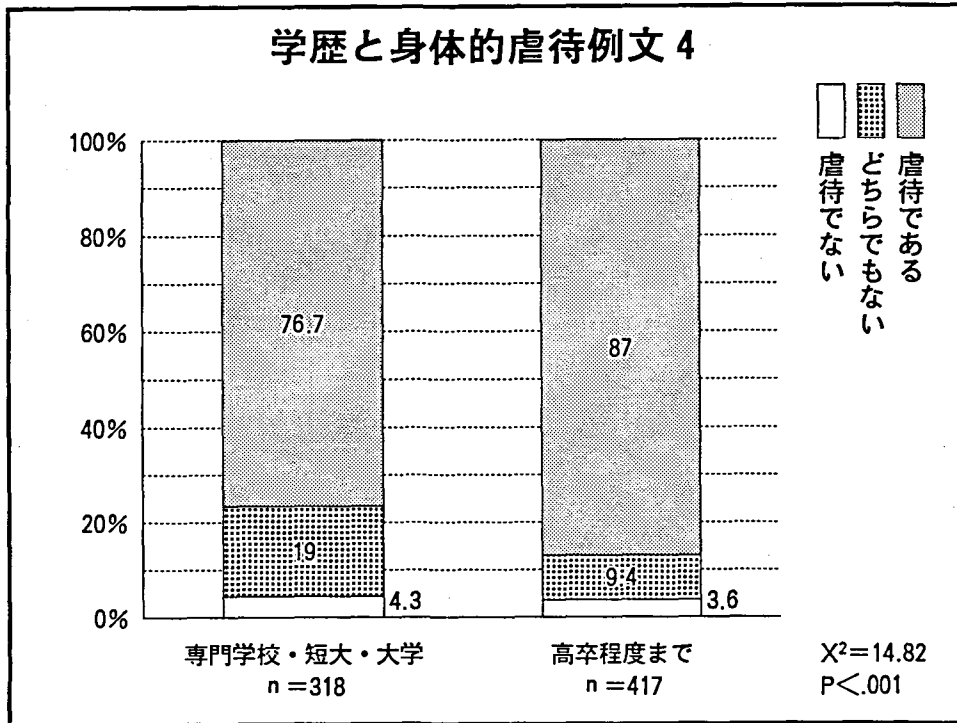
ネグレクト例文



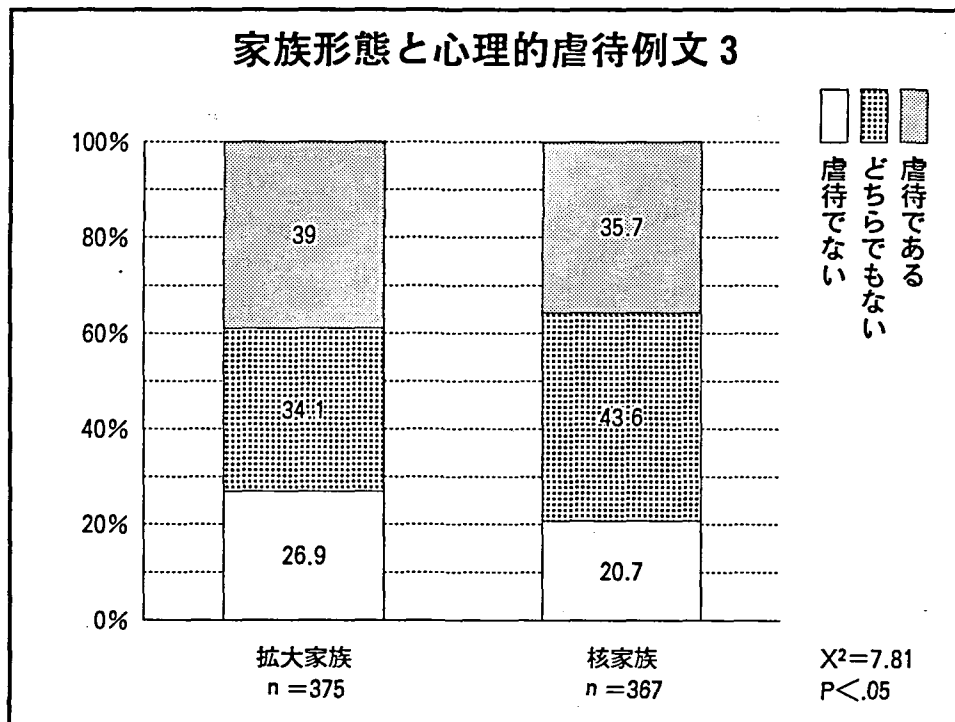
母親の年齢とネグレクト例文3



学歴と身体的虐待例文 4



家族形態と心理的虐待例文 3



乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」の認識の実態

長野県看護大学

佐藤 奈保 内田 雅代 竹内 幸江 栗林 浩子 篠原 玲子

北山 三津子 俵 麻紀 河原田 美紀 御子柴 裕子 吉沢 豊予子 北山 秋雄

他 南信子どもの虐待防止研究会一同

【はじめに】虐待防止には専門家間でのネットワークの充実に加え、一般の人々の虐待に対する認識を高める働きかけが必要であると考えられる。今回私たちは、現在育児に関わっている父母がどのような現象・行為を虐待ととらえるかを知ることを目的に調査を行った。

【対象および方法】駒ヶ根市内の保育園・幼稚園に通園している小児の両親 1001 組に質問紙調査を行った。駒ヶ根市は人口約 3 万人の農村地域であり、就学前の小児は約 2000 人である。質問紙は身体的虐待 4 例、心理的虐待 5 例、ネグレクト 4 例の 13 事例の例文からなり(表)、それぞれの例文に対し、「明らかに虐待ではない」から「明らかに虐待である」の 5 段階で評価するものである。質問紙の作成にあたっては、虐待に関する文献や研究者らの臨床での経験をもとに医療、福祉の専門家間で協議を行い、プレテストで修正を加えた。

5 段階の評価を「明らかに虐待ではない」: 1 点から「明らかに虐待である」: 5 点に得点化し、父母の比較を行った。分析には統計ソフト SPSS を使用した。虐待の種類別の α 係数は 0.61~0.70 であった。今回は、両親ともに回答が得られた 735 組について、分析を行った。

【結果】対象の背景: 母親の年代は 20 代 82 人 (11.2%)、30 代 577 人 (78.5%)、40 代 76 人 (10.3%)、父親は 20 代 44 人 (6.0%)、30 代 471 人 (64.1%)、40 代 213 人 (29.0%)、50 代 7 人 (1.0%) であった。家族形態は核家族 361 世帯 (49.1%)、拡大家族 374 世帯 (50.9%) であり、1 世帯の子どもの人数は 1 人~5 人、平均 2.3 ± 0.7 人であった。

父母の比較: 各例文を虐待の種類別に、「明らかに虐待ではない・おそらく虐待ではない」(以下「虐待ではない」とする)の割合が多い順にみると、父母ともに同じ順序であり、各例文に対する父母の虐待のとらえ方にも類似の傾向が見られた(図)。

身体的虐待では、例文 a で父母とも約 80% 近くが虐待ではないとしており、例文 b で父 16%、母 14%

が虐待ではないと回答していた。例文 c、d は父母ともに 71% 以上が「明らかに虐待である・おそらく虐待である」(以下「虐待である」とする)と回答していた。各例文毎に父母の得点の平均値を比較すると、例文 c では母親の得点が有意に高く ($p < 0.001$)、母親の方が父親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

心理的虐待では、例文 e、f、g で父 34~25%、母 25~19% が虐待ではないと回答しており、例文 i では父母ともに 90% 以上が虐待であると回答していた。父母の平均値を比較すると、例文 e、f、g では母親の得点が有意に高く ($p < 0.05$, $p < 0.001$)、母親の方が父親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

ネグレクトでは、例文 j、k で父 25~14%、母 24~18% が虐待ではないと回答しており、例文 l、m では父母ともに 91% 以上が虐待であると回答していた。父母の平均値を比較すると、例文 k の父親の得点が有意に高く ($p < 0.001$)、父親の方が母親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

【考察】多くの父母が虐待ではないとしていた例文 a では、たたく行動をとる場面が「危険なことをしたときや注意を聞かなかったとき」のように、しつけとして子どもに注意することが必要な時と設定されている。このような状況では、たたくことは虐待ではなく、しつけの範囲内と認識されていると推察される。子どもの虐待では、「その子どもの心身の安全や健康が脅かされている」ことが問題であり、行為者がその行動を行った理由にはよらないとされているが、育児に関わっている父母はしつけや教育などの理由に注目し、その行動を虐待と認識しにくいことが考えられる。

ネグレクトの例文では、実際に育児を拒否・放棄している例文 l、m に比べ、例文 j、k は、今の状態が続くと子どもの安全が脅かされたり、健康が損なわれたりすることが予想される内容である。

例文 j、k で虐待ではないと回答している割合が父

母とも多いことから、子どもを何らかの危険やおびやかしが予想される状態におくことについては、父母とも虐待とは認識しにくいと考えられる。このような状態に子どもをおくことも虐待であるという理解を広めていくことが必要であると考え。

身体的虐待の例文c、心理的虐待の例文e、f、gは、日常の育児の中で出会う機会の多い場面での対応であるが、いずれも母親の方が父親よりも虐待であると認識する傾向があった。これは母親と父親の育児に関わる時間、関わり方の違いが虐待の認識の差に関与しているのではないかと考える。

【おわりに】今回の調査より、現在育児に関わっている父母の虐待に対するとらえ方の特徴が明らかとなった。さらに対象の背景との関連を詳細に分析していく必要があると考える。また、今回の調査は農村地域での調査であり、拡大家族が多いことから、家族の中の伝統的な育児が虐待のとらえ方に関与していることが予想される。虐待のとらえ方には地域差によるものが多く関与していることが考えられるため、今後、都市部との比較などさらに調査を進めていきたいと考える。

表 「子どもの虐待」の例文

身 体 的 虐 待	a	子どもがいろいろなことができるようになったときには思いきりほめ、危険なことをしたり注意を聞かなかったときにはげんこつをしたり、手の甲をたたいたりして厳しくしている。
	b	母親は小学3年生の子どもの勉強を毎晩みている。ある日子どもは勉強の途中で眠ってしまったが、母親は「まだ今日の分が終わっていないでしょ！」とゆりおこし、全部が終わるまで寝かせなかった。子どもが布団に入ったのは午前1時であった。
	c	3歳6か月の子どものほとんど毎日おもらしをするので、母親はその度に手でお尻を10回ほどたく。
心 理 的 虐 待	d	母親は子どもの勉強をみるときに、子どもが答えを間違えると顔をたたいたり、ものさして手の甲を打ったりする。子どもはしばしば泣きながら勉強している
	e	お菓子を食えるときは手を洗うように言っているのに子どもが洗わずに食べたので、親は手で1回子どもの手の甲をたたいた。こうしたことは以前から時々あり、子どもはその度におびえていた。
	f	敗れたおもちゃを子どもが片づけられないので母親はいらだち、「お母さんは片づけのできない子は嫌だよ。そんな子はうちの子じゃないよ。」と言った。
	g	言うことを聞かない子どもに「そんな子はうちの子じゃありません。出て行きなさい！」と怒鳴って外に出し、子どもが謝ってもしばらく家に入れなかった。
	h	(例文dの状況で)父親はその状況を見てはいるが、母親の行為は子どもの教育のためとして口を出さない。
ネ グ レ シ ブ ク ト	i	上の子たちに比べ学校の成績や運動能力が劣っている末っ子に対し、母親は「本当はおまえを産むつもりはなかったのよ。」と言う。
	j	両親は仕事で帰宅が遅いため、小学6年生の長女が小学2年生の弟、幼稚園児の妹、2歳の妹に夕食と朝食を食べさせ、添い寝をしている。このため、長女は遅刻や欠席が多い。
	k	共働きで、小学1年生の子どもの1人で留守番をすることが多い。両親とも帰りが夜10時過ぎとなる日が週3~4日あるが、そういう日はおやつや夕食の準備がされないまま、子どもは両親が帰ってくるまで待っている。
	l	3人兄弟(4歳、2歳、2か月)の末っ子が入院することになった。両親は「上の子たちの世話だって大変なのに、病気の子なんていらぬい。」と付き添いを拒否し、何かも面会に来なかった。
m	母親は1歳の子どもの連れて離婚した。やつのことで仕事を見つけたが、実際動機に出るにあたって子どもの世話に困り、仕事に行くときには毎回押し入れに子どもを閉じこめて出ていった。	

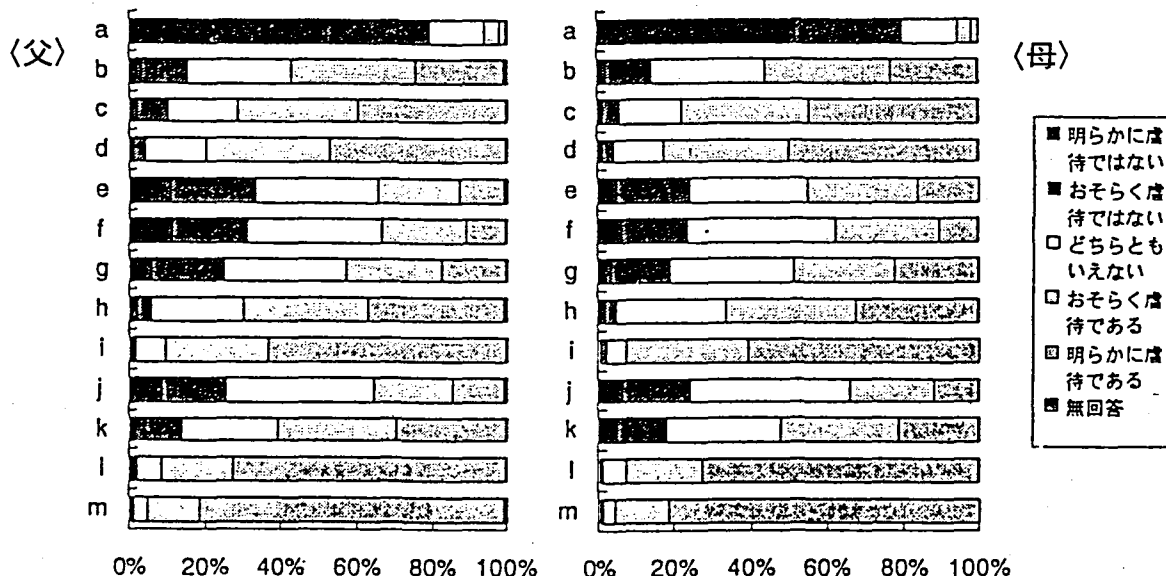


図 各例文に対する父母の回答の割合

乳幼児をもつ両親の「子どもの虐待」認識の実態

御子柴裕子、北山三津子、俵麻紀、河原田美紀、北山秋雄（長野県看護大学）

他 南信子どもの虐待防止研究会一同

目的：

虐待の予防には専門職種間のネットワークの充実に加え、一般住民の虐待に対する認識を高める働きかけが重要といわれている。本研究では具体的な虐待の予防策を検討するために、現在育児を行っている父母はどのような現象・行為を虐待と認識しているのか、対象特性により認識に違いがあるのかを明らかにした。

対象及び方法：

人口約3万人の農村地域であるK市内の保育園・幼稚園に通園している園児の両親1,001組に質問紙による調査を実施した。質問紙は人口学的データおよび身体的虐待4例、心理的虐待5例、セクシュアル4例の計13例文から構成しており、それぞれの例文に対し「明らかに虐待ではない」から「明らかに虐待である」の5段階を1点から5点に得点化し、評価するものである。今回は両親ともに回答が得られた735組について、統計ソフトSPSSを使用して分析を行った。

結果：

<対象特性>

家族形態は核家族361世帯(49.1%)、拡大家族374世帯(50.9%)であった。また、同居家族以外の養育上の相談相手がいると回答した母親は566人(77.0%)、父親は319人(43.4%)であった。主な養育者は母親と回答した父親・母親は708人(96.3%)、父親と回答した母親は40人(5.4%)、父親は35人(4.8%)であった。

<例文の回答>

「産むつもりはなかった」という例文では、父母ともに90%以上が「明らかに虐待である・おそらく虐待である」（以下「虐待である」とする）と回答しているが、同居家族以外の養育上の相談相手がいる母親といない母親の平均値を比較すると、いる母親の得点が有意に高く（ $p < .05$ ）、相談相手がいる母親の方がいない母親よりも虐待と認識する傾向がみられた。「手を洗わずに食べたので手を叩いたら子どもがおびえた」「勉強が終わるまで寝かせなかった」という例文では、父親の34~16%、母親の25~14%が「明らかに虐待ではない・おそらく虐待ではない」（以下「虐待ではない」とする）と回答しているが、相談相手がいる母親といない母親の平均値を比較すると、いない母親の得点が有意に低く（ $P < .05$ ）、相談相手がない母親の方がいる母親よりも虐待と認識しにくい傾向がみられた。父親の回答においては相談相手の有無による差はみられなかった。

考察：

対象特性のうち、同居家族以外の養育上の相談相手の有無による母親の回答の差が明らかとなった。父親よりも日常的に育児を行っている母親の方が相談相手の有無による影響を受けやすいと推測される。母親が育児の不安やストレスを誰かに相談することにより虐待の認識が強まり、結果として虐待の予防につながると考えられる。

長野県K市における乳幼児をもつ両親の 「子どもの虐待」の認識の実態

佐藤奈保*1・内田雅代*1・竹内幸江*1・栗林浩子*1・篠原玲子*1・
北山三津子*1・俵 麻紀*1・河原田美紀*1・御子柴裕子*1・
吉沢豊予子*1・北山秋雄*1・南信子どもの虐待防止研究会

【要 旨】 長野県K市内の保育園・幼稚園に通園中の乳幼児の父母735組に、身体的虐待4例、心理的虐待5例、ネグレクト4例の例文に対する虐待の認識を問う質問紙調査を行った。

身体的虐待では、しつけという理由があるときには親の行動や言動は虐待とは認識されにくいことが明らかとなり、心理的虐待では他の2つに比べて虐待であるという認識が低く、ネグレクトでは、現在は顕在化してはいないが将来的に子どもの安全が脅かされることが予想される状況に対して、虐待の認識が低いことが明らかになった。また、母親では年齢、子どもの人数、養育上の相談相手の有無と虐待の認識との関連が見られた。

これらの認識は、日常の育児における虐待の可能性のある行為への認識を反映していると考えられ、日常の育児の中に虐待または虐待に発展する行為が潜在していることが予想される。子どもの虐待に関する知識の普及や日常の育児行動をふりかえる機会の提供、育児支援活動の促進が必要であると考えられた。

【キーワード】 身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、虐待の認識、育児

はじめに

わが国の児童相談所における児童虐待の処理件数は、平成2年度には1,101件であったが、平成8年度には4,102件、平成9年度には5,325件と、年々増加の一途をたどっている^{1,2)}。これは、虐待事例の増加の他に、近年子どもの虐待に社会的な関心が集まってきたことによる、潜在していた事例の発見、通告が増加してきたためと考えられる。また、各地で専門職による虐待防止ネットワークの取り組みが進められており、発見後の介入システムも整備されつつある。しかし、虐待防止には専門家間のネットワークの充実に加えて、一般の人々の虐待に対する認識を高めることが必要であると考えられる。

子どもの虐待の定義、分類は研究者間で異なっているが、その一例を表1に示した。

わが国の子どもの虐待の定義やとらえ方は、おもにアメリカから取り入れられており、日本では“abuse”の訳語である「虐待」という言葉が用いられているが、アメリカでは“abuse&neglect”または“maltreatment”と表現される。しかし、日本語の「虐待」という言葉はおもに身体的虐待を想起させるため、ネグレクト、心理的虐待などの認識を阻む可能性があるという問題点が指摘されている^{4,5)}。また、子どもの虐待のとらえ方は専門職間においても様々であり、子どもに関わる専門職（児童相談所専門職員、保健婦、保母・保父、医師、看護婦）を対象とした調査において、提示された想定事例を虐待と捉える割合が、職種によって異なることが報告されている⁵⁾。

南信子どもの虐待防止研究会は、子どもの虐待防止の研究・活動を目的に、学内外の専門職（医師・看護職・福祉職・弁護士等）によって構成され、平成8年

*1 長野県看護大学
1999年1月14日受付

表1 子どもの虐待の定義(性的虐待をのぞく)³⁾

虐待の種類	内 容
身体的虐待	子どもに苦痛を与えたり、外傷を与えたり、生命に危険を及ぼす暴力のこと。殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さづりにする、たばこの火やアイロンを押しつけるなど。
心理的虐待	身体的暴力を伴わなくても、言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもに心理的外傷を与えたと思われる行為。脅えるほどの大声で叱責する、子どもからの働きかけを無視する、拒否的な態度をとる、きょうだい間で著しい差別的な扱いをするなど。 こどもには不安、おびえ、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応などの精神症状が表れる。
ネグレクト	子どもを遺棄すること、健康状態を損なうほどに不適切な養育、あるいは子どもの危険について重大な不注意をおかすこと、食事を与えない、入浴させない、病気になっても診察を受けさせない、学校に登校させない、家に監禁する、乳幼児を家や車に放置したまま外出するなど。

7月に発足した。その活動の一環として、平成9年3月に行った一般公開のワークショップにおいて、会場より「虐待という点、子どもに火傷をさせたり骨折をさせたりするような、とてもひどいことをしている状態をイメージする」という発言が聞かれた。この発言より私たちは、一般の人々と専門職との子どもの虐待の認識には差異があり、一般の人々の虐待に対する認識を高めるためには、対象となる集団が子どもの虐待をどのように認識しているかを把握した上で、それに合わせた教育、啓蒙活動を考える必要があると考え、研究を行った。

本稿では、現在育児に関わっている父母が、どのような現象・行為を虐待ととらえているかを明らかにすることを目的とした基礎的調査について報告する。

研究方法

1. 研究対象

対象は長野県K市内の保育園・幼稚園13園に通園する小児の両親1,001組である。平成7年国勢調査によると、K市の人口は34,010人であり、人口に占める20～40代の男性の割合は約41%、20～30代の女性の割合は約25%である。6歳未満の小児の人口は約2,200人であり、6歳未満の小児がいる世帯のうち、48%が大家族である。

2. 調査内容

1) 両親の年齢、職業、家族構成、家族形態などの人口統計学的データ。

2) 虐待のイメージに関する質問紙

身体的虐待4例、心理的虐待5例、ネグレクト4例の合計13の事例を提示し(表2)、それぞれの例文に対し「明らかに虐待ではない」から「明らかに虐待である」の5段階で評価するものである。例文の作成にあたっては、文献や研究者らの臨床での経験をもとに虐待の種類別に作成し、協議を行った後、プレテストで修正を加えた。

5段階の評価を「明らかに虐待ではない」: 1点から、「明らかに虐待である」: 5点に得点化した。得点が高いほどその例文の内容を虐待であると認識する傾向があり、低いほど虐待と認識しない傾向があることを示す。

虐待の種類別のCronbach's α 係数は0.61～0.70であった。

3. 分析方法

統計ソフトSPSSを使用し、記述統計、t検定、一元配置分散分析を行った。

表2. 「子どもの虐待」の例文

身体的虐待	a	子どもがいろいろなことができるようになったときには思いきりほめ、危険なことをしたり注意を聞かなかった時にはげんこつをしたり、手の甲をたたいたりして厳しくしている。
	b	母親は小学校3年生の子どもの勉強を毎日見ている。ある日子どもは勉強の途中で眠ってしまったが、母親は「まだ今日の分が終わっていないでしょ、！」とやり起こし、全部が終わるまで寝かせなかった。子どもが布団にはいったのは午前1時であった。
	c	3歳6か月の子どもがほとんど毎日おもらしをするので、母親はその度に手でお尻を10回ほどたたく。
	d	母親は子どもの勉強を見るときに、子どもが答えを間違えると頭をたたいたり、ものさしで手を打ったりする。子どもはしばしば泣きながら勉強している。
心理的虐待	e	お菓子を食えるときは手を洗うように言っているのに、子どもが洗わずに食べたので、親は手で1回子どもの手の甲を叩いた。こうしたことは以前から時々あり、子どもはその度におびえていた。
	f	散らかしたおもちゃを子どもが片づけないので母親はいらだち、「お母さんは片づけのできない子は嫌いだよ。そんな子はうちの子じゃないよ。」と言った。
	g	言うことを聞かない子どもに「そんな子はうちの子じゃありません。出て行きなさい、！」と怒鳴って外に出し、子どもが謝ってもしばらく家に入れなかった。
	h	(例文dの状況で) 父親はその状況を見てはいるが、母親の行為は子どもの教育のためとして口を出さない。
	i	上の子たちに比べ学校の成績や運動能力が劣っている末っ子に、母親は「本当はおまえを産むつもりはなかったのよ。」と言う。
ネグレクト	j	両親は仕事で帰宅が遅いため、小学校6年生の長女が小学校2年生の弟、幼稚園児の妹、2歳の妹に夕食と朝食を食べさせ、添い寝をしている。このため、長女は遅刻や欠席が多い。
	k	共働きの家庭で、小学校1年生の子どもが1人で留守番をすることが多い。両親とも帰りが夜10時過ぎになる日が週3、4日あるが、そういう日はおやつや夕食の準備がされないまま、子どもは両親が帰ってくるまで待っている。
	l	3人兄弟(4歳、2歳、2か月)の末っ子が入院することになった。両親は「上の子たちの世話だって大変なのに、病気の子なんていない。」と付き添いを拒否し、何カ月も面会にこなかった。
	m	母親は1歳の子どもを連れて離婚した。やっとのことで仕事を見つけたが、実際つとめに出るにあたって子どもの世話に困り、仕事に行くときには毎回押し入れに子どもを閉じこめていった。

結 果

1. 対象の背景 (表3, 表4)

両親ともに回答が得られたのは735組 (73.4%) であった。

父親の年代は20代44人 (6.0%), 30代471人 (64.1%), 40代213人 (29.0%), 50代7人 (1.0%) であった。母親の年代は20代82人 (11.2%), 30代577人 (78.5%), 40代76人 (10.3%) であった。専業主婦は254名 (34.6%), 内職を含む有職者は477名 (64.9%) であった。家族形態は、核家族361世帯 (49.1%), 拡大家族374世帯 (50.9%) であり、1世帯の子どもの人数は1人~5人、平均2.3±0.7人であった。養育上の相談相手の有無は、父親319名 (43.4%), 母親566名 (77.0%) が、相談相手がいると答えていた。

表3. 父母の年代

	父 親 (%)	母 親 (%)
20 歳 代	44人(6.0%)	82人(11.2%)
30 歳 代	471人(64.1%)	577人(78.5%)
40 歳 代	213人(29.0%)	76人(10.3%)
50 歳 代	7人(1.0%)	0人

表4. 子どもの人数

人 数	世 帯 数	割合(%)
1 人	69	(9.4%)
2~3 人	634	(86.3%)
4~5 人	32	(4.3%)

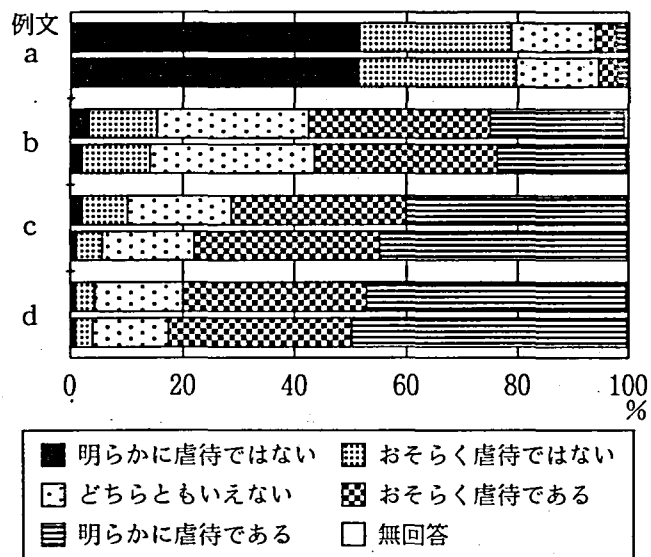
2. 虐待の種類別の父母の認識の比較

例文に対する回答を、虐待の種類別に「明らかに虐待ではない・おそらく虐待ではない」(以下「虐待ではない」とする)と答えた割合が多い順に並べたところ、どの虐待の種類においても、父親、母親とも同様の順序となった。

身体的虐待(図1)では、例文aで父親78.4%、母親79.6%が虐待ではないとしており、例文bで父親15.4%、母親14.2%が虐待ではないと回答していた。例文c、dは父母ともに70%以上が「明らかに虐待である・おそらく虐待である」(以下「虐待である」とする)と回答していた。例文a~dにどちらともいえないと回答した割合は、父親15.1~27.2%、母親13.5~29.4%であった。父母の平均値の比較(表5)では、例文cで母親の得点が有意に高く($p < 0.001$)、この例文のような内容に対し、母親の方が父親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

心理的虐待(図2)では、例文e、f、gで父親33.2~24.8%、母親24.1~18.9%が虐待ではないと回答しており、例文iでは父母ともに90%以上が虐待で

図1. 身体的虐待の回答

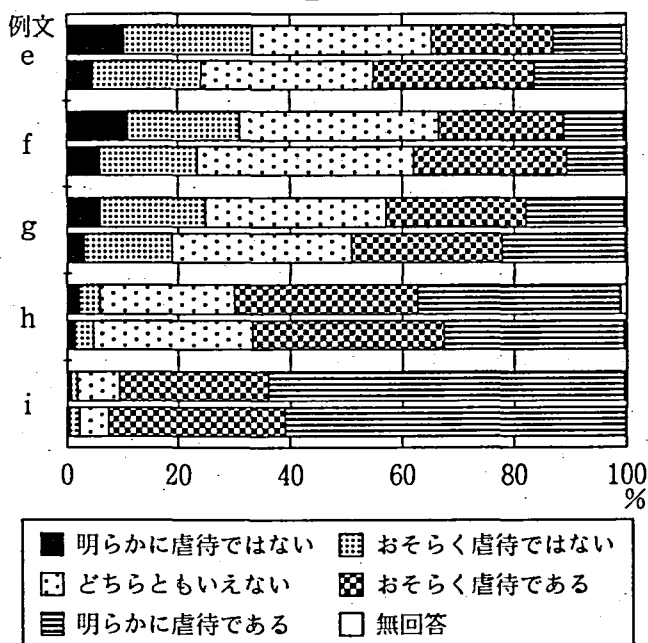


上段: 父親/下段: 母親

表5. 父母の得点の比較<身体的虐待>

例文	父親	母親	差
a	0.76±0.96	0.76±0.96	n.s.
b	2.62±1.08	2.63±1.04	n.s.
c	2.99±1.05	3.16±0.93	$p < 0.001$
d	3.22±0.90	3.27±0.88	n.s.

図2. 心理的虐待の回答



上段: 父親/下段: 母親

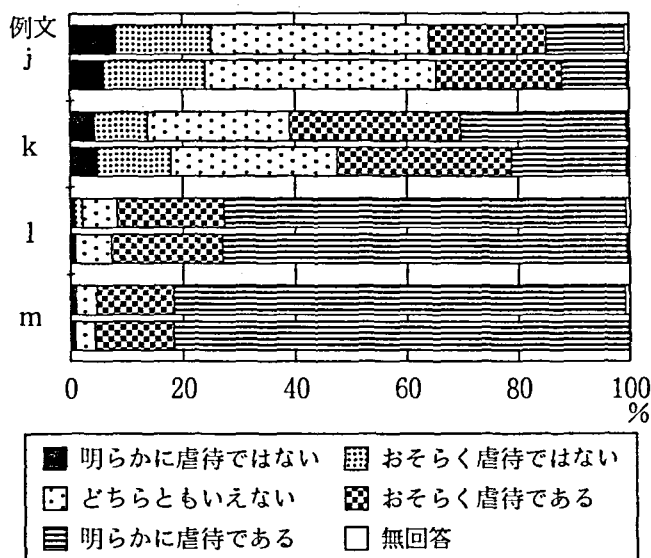
表6. 父母の得点の比較<心理的虐待>

例文	父親	母親	差
e	2.03±1.16	2.32±1.10	$p < 0.001$
f	2.01±1.14	2.18±1.03	$p < 0.01$
g	2.29±1.14	2.48±1.09	$p < 0.001$
h	2.98±0.98	2.93±0.93	n.s.
i	3.52±0.74	3.51±0.73	n.s.

ると回答していた。例文e~iにどちらともいえないと回答した割合は、父親7.6~35.5%、母親5.2~38.6%であった。父母の平均値の比較(表6)では、例文e、f、gで母親の得点が有意に高く($p < 0.05$, $p < 0.001$)、母親の方が父親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

ネグレクト(図3)では、例文j、kで父親25.1~13.8%、母親24.1~17.9%が虐待ではないと回答しており、例文l、mでは父母ともに91%以上が虐待であると回答していた。例文j~mにどちらともいえないと回答した割合は、父親3.7~39.0%、母親3.5~41.4%であった。父母の平均値の比較(表7)では、例文kの父親の得点が有意に高く($p < 0.001$)、父親の方が母親よりも虐待ととらえる傾向が見られた。

図3. ネグレクトの回答



上段: 父親/下段: 母親

表7. 父母の得点の比較 <ネグレクト>

例文	父親	母親	差
j	2.16±1.12	2.15±1.05	n. s.
k	2.72±1.12	2.50±1.10	p<0.001
l	3.61±0.74	3.64±0.67	n. s.
m	3.75±0.60	3.76±0.59	n. s.

3. 対象の背景と回答との関連について

年代との関連では、父親では例文aで30代の父親よりも40代、50代の父親の得点が有意に高く (F=5.88, p<0.05), この例文を虐待と認識する傾向が見られた。母親では例文dで30代の母親よりも20代の母親の得点が有意に高く (F=3.53, p<0.05), また例文hで40代の母親よりも20代、30代の母親の得点が有意に高く (F=4.00, p<0.05), それぞれの例文を虐待と認識する傾向が見られた。また母親のうち、有職者と専業主婦の回答には有意な差は見られなかった。

家族形態との関連では、例文kで拡大家族の父親よりも、核家族の父親の得点が有意に高く (p<0.01), この例文を虐待と認識する傾向が見られた。母親では家族形態との関連が認められた回答は見られなかった。

子どもの人数との関連では、例文dで子どもが4人以上の母親よりも子どもが1人の母親の得点が有意に高く (F=3.14, p<0.05), この例文を虐待と認識する傾向が見られた。父親では子どもの人数との関連が認められた回答は見られなかった。

養育上の相談相手の有無との関連では、母親では例文b, iで相談相手のいない母親よりもいる母親の得点が有意に高く (p<0.01, p<0.05), これらの例文を虐待と認識する傾向が見られた。父親は相談相手の有無で関連が認められた回答は見られなかった。

考 察

1. 虐待の種類別の父母の回答の特徴

小林⁶⁾は、「虐待の定義はあくまで子ども側からの定義であり、親の意図とは無関係である。(中略)我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えてはならない。」と述べている。今回の調査においても、その行為や子どもの状況が、明らかにふつうの日常の育児行動からかけ離れていると考えられる例文では、多くの父母が虐待であると認識していたが、それ以外の例文では回答は様々であり、どちらとも言えないと回答した割合も多かった。

身体的虐待で多くの父母が虐待ではないとしていた例文aでは、たたく行動をとる場面が「危険なことをしたときや注意を聞かなかったとき」のように、しつけとして子どもに注意することが必要な時と設定されている。このような状況では、たたくことがしつけの範囲内とされていると推察される。橋本⁷⁾が保育園児の母親に行った調査では、「しつけとしての子どもへの体罰はしかたないと思いますか」の問いに、73%の母親が「しかたないと思う」と答えており、また服部⁸⁾の幼稚園児の親を対象とした調査でも、子どもを叱るときに体罰を用いる親は72%であった。身体的虐待としつけとの境界はあいまいであり、親はしつけのつもりで行っていることでも、それが虐待にあたる行動であったり、その行為が繰り返されることによって徐々に虐待に発展していく可能性があることは容易に考えられる。Whippleら⁹⁾はしつけ・体罰と身体的虐待の概念の研究において、虐待する親は虐待しない親よりも、日常生活の中で子どもをたたく行動をとる回数が多いことを明らかにしており、たたき方だけではなく、たたき回数自体が、身体的虐待のリスクマーカーとして用いられる可能性を示唆している。例文で

は、子どもは親にたたかれることによって身体に何らかの損傷を受けているのか、親は何回位たたいているのか等には触れていないが、この子どもが、親のしつけ行動の中で繰り返したたかれていると推測されることに着目すると、虐待に移行する可能性のある行為であると考えられる。このような行動が虐待となる可能性があるという認識を高めていくためには、その父母の日常のしつけ行動や養育方針について知ることが必要であり、具体的には乳幼児健診や、保育園、学校での親との関わりが、その糸口となるのではないかと考える。

心理的虐待の例文では、全体的に虐待であると回答した割合が他よりも低く、またわからないと回答した割合が高かった。親が子どもに言った言葉に対する考えが反映されると思われる例文 f, g, i を見ると、例文 i では、その状況から親が子どもの存在を否定するような言葉を使うことは一方的に子どもを傷つけるものと受けとめられたため、虐待であると回答した割合が多かったと考えられ、例文 f, g は、子どもが片づけをしない、言うことを聞かないという、親が子どもを叱る理由がある状況であるために、例文 i と比較して虐待であるという回答が少なかったと考えられる。また、状況に子どもの反応が含まれている例文 e では、親は注意の目的で子どもの手をたたいているが、たたいた場所が手の甲であり、回数が1回であったことから、虐待との認識は低かったと考えられ、「このようなことが以前から続いており、子どもがおびえていたこと」はあまり注目されていないと推察される。心理的虐待は他の虐待に比べて見えにくく、多くの定義の中でも「子どもが極端な心的外傷を受け、それらのために成長障害や情緒障害が起こっている状態」とすでに非常に重篤となっている状態を想像させるものが多く、また一般向けに書かれた虐待防止のパンフレット類でも「子どもを不安にさせたり、心の傷を与え、情緒不安定にさせるような行為」等のように表現されており、実際には理解が困難であると思われる。最近子どもの心の問題がクローズアップされているが、心理的虐待とはどのようなことかという知識が不足しているために、日常の育児行動の中で無意識のうちに子どもの心の傷につながるような行為・言動をしている可

能性はあると推察される。具体的でわかりやすい一般向けのパンフレットによる知識の普及や、ロールプレイング等を通して日常の育児行動の中で親が何気なく使っている言葉や行為をふりかえり、そのときの子どもの気持ちを考える機会を提供するようなプログラムが必要なのではないかと考える。

ネグレクトの例文では、虐待であるという回答が多かった例文 l, m は実際に育児を拒否・放棄している内容であり、それに比べて、例文 j, k は現在育児を拒否・放棄してはいないが、現在の状態が続くと子どもの安全が脅かされたり、健康が損なわれたりすることが予想される内容である。ネグレクトは子どもに必要な衣食住、安全、医療、教育があたえられないことであるが、その中で安全のネグレクトの理解は他のものよりも低いと考えられている。坂井¹⁾ は、親の常識的な配慮の不足、判断の甘さや誤り、子どもを配慮する心身のゆとりの不足が原因で子どもの安全がおびやかされており、炎天下での子どもの車内放置、幼児のみでの長時間の留守番中の出火などの、起こるべくして起こったことは事故ではなく安全のネグレクトによると述べている。例文 j, k で虐待ではないと回答している割合が父母とも多いことより、子どもを何らかの危険やおびやかしが予想される状態におくことについて、父母ともこれらの状況を虐待とは認識しにくいと考えられる。また、これらの例文にどちらともいえないと答えた割合も多かったことから、このような状態に子どもをおくことは虐待であるという理解を広めていくことが必要であると考えられる。

2. 回答と父母の背景との関連の特徴

虐待の行為者の半数以上は母親で、その数は父親の約2倍であることが報告されている¹⁾。この理由のひとつとして、一般的に母親は父親に比べて育児に関わる時間が長いこと、虐待をしてしまう機会も父親よりも多いということが考えられる。しかし日常の育児の中でよくあると考えられる場面である例文 c, e, f, g は、いずれも母親の方が父親よりも虐待であると認識する傾向があった。これは今回の対象となった母親が、日々の育児体験の中でその母親なりに例文のような場面の対応の仕方を考えて対処しているため、その

ような体験の少ない父親に比べ、例文の状況を虐待と認識していたと考えられる。

養育上の相談相手の有無では、2つの例文で相談相手がいる母親がいない母親よりも虐待であると認識していたが、父親は相談相手の有無と回答には関連が見られなかった。また、1つの例文で子どもが多い母親よりも少ない母親の方が虐待と認識していた。

母親の孤独な育児や育児不安、育児ストレスが虐待の1つの要因となっていることはよく知られており^{10, 11, 12)}、公的機関やNGO団体による電話相談の内容の報告でも、母親の育児に関する様々な悩みの中に、虐待に発展すると予想される内容や、実際に虐待を行ってしまったという内容が含まれている^{13, 14)}。子育て支援はエンゼルプランを受けて平成7年より推進され、各自治体で様々な子育て支援ネットワークや子育てサークルなどの取り組みがされているが、今後もそれらの活動を発展させて育児ストレスの軽減を図っていくと同時に、父親の育児参加についても進めていくことが必要であると考えられる。

まとめ

長野県K市内の保育園・幼稚園児の父母に、虐待の認識を問う質問紙調査を行い、以下のような結果が得られた。

1. 身体的虐待では、しつけという理由がある時にはたたく行動を虐待とは認識しにくいことが明らかとなり、日常の育児の中に虐待に移行する可能性のある行為があることが考えられた。

2. 心理的虐待では、虐待であると回答した割合が他の2つの虐待よりも低く、わからないと回答した割合が高かった。心理的虐待そのものが一般の人々には理解されにくく、知識の普及や育児行動をふりかえる機会を提供する必要性が見いだされた。

3. ネグレクトでは、実際に育児を拒否、放棄している例文には虐待であるという認識が高かったが、子どもの安全が脅かされることが予想される例文には虐待の認識が低く、安全のネグレクトに関する理解を広め

ていく必要性が示唆された。

4. 母親では年齢、子どもの数、養育上の相談相手と関連した回答が見られ、子育て支援活動や父親の育児参加の促進などの働きかけが重要と考えられた。

おわりに

今回の調査より、現在育児に関わっている父母の虐待に対するとらえ方の特徴が明らかとなり、虐待防止活動にむけてのいくつかの示唆が得られた。これらを基に、現在当研究会では虐待防止活動として、月1回の電話相談の実施と、一般向けの虐待防止パンフレットの作成を行っている。今後はこれらの活動を通して各機関と連携し、地域のネットワークを確立させていきたいと考える。また、今回の対象とした地域では大家族が多く、家族の中の伝統的な育児が虐待のとらえ方に関与していることが予想される。虐待のとらえ方には地域差によるものが多く関与していることが考えられるため、今後質問紙の内容妥当性の検討を行い、都市部との虐待の認識の比較などの研究を進めていきたいと考える。

アンケートにお答え下さった父母の皆様と、調査にご協力いただいた長野県K市内の保育園・幼稚園のスタッフの皆様へ深謝いたします。

本研究は、長野県看護大学特別研究「長野県における児童虐待の実態とその対応に関する予備的研究」(研究代表者 北山秋雄)の助成をうけて実施した研究の一部である。また、本研究の一部は、第45回日本小児保健学会、第57回日本公衆衛生学会、第39回日本母性衛生学会で発表した。

文献

- 1) 厚生白書 平成10年版. 110-111, 厚生統計協会, 1998.
- 2) 才村純: 被虐待児等のトリートメントに関する研究の概要. 母子保健情報, 80-82, 1998.

- 3) 母子衛生研究会: 子ども虐待 その発見と初期対応. 10-11, 母子保健事業団, 東京, 1997.
- 4) 坂井聖二: 子どもの虐待のスペクトルとメカニズム. 保健婦雑誌, 54(8): 610-619, 1998.
- 5) 高橋重宏, 庄司順一, 中谷茂一 他: 子どもへの不適切な関わり (マルトリートメント) のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究 (3) —子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に—. 日本総合愛育研究所紀要, 33: 127-141, 1997.
- 6) 大阪母子保健研究会: 子どもなんて大きらい—被虐待児への援助—. 64-81, せせらぎ出版, 大阪, 1994.
- 7) 橋本信男: 乳児や幼児早期の育児 (虐待も含め). ペリネイタルケア, 16(9): 43-48, 1997.
- 8) 服部祥子: 育児への援助—不安からの解放と助産婦の役割—. ペリネイタルケア, 16(9): 43-48, 1997.
- 9) Whipple EE, Richey CA: Crossing the line from physical discipline to child abuse: How much is too much? Child Abuse & Neglect, 21(5): 431-444, 1997.
- 10) 厚生白書 平成10年版. 82-93, 厚生統計協会, 1998.
- 11) 芹沢茂登子: 電話相談から見た子育ての悩みと不安. 現代のエスプリ, 342: 38-45, 1996.
- 12) 石井陽子: 育児不安に対するかかわりとケアのポイント. 小児看護, 20(7): 910-915, 1997.
- 13) 平田佳子: 子ども虐待—その裾野のひろがり. 現代のエスプリ, 342: 46-53, 1996.
- 14) 有馬克子: 児童虐待とホットライン. 小児看護, 20(7): 920-922, 1997.

【Summary】

Recognition of Child Maltreatment among Parents with Infants and Preschool Children in K City

Naho SATOH, Masayo UCHIDA, Sachie TAKEUCHI, Hiroko KURIBAYASHI, Reiko SHINOHARA, Mitsuko KITAYAMA, Maki TAWARA, Miki KAWARADA, Yuko MIKOSHIBA, Toyoko YOSHIZAWA and Akio KITAYAMA

Nagano College of Nursing

The purpose of this study is to explore what kind of actions of parents are regarded as physical abuse, psychological abuse or neglect. Questionnaires were mailed to 1005 pairs of parents whose children went to nursery school in K city. 735 pairs of parents (73.4%) responded.

The following results have been obtained.

- 1) Parents regarded the harsh treatment in disciplinary practices not as physical abuse but as discipline.
- 2) Of 3 types of maltreatment, psychological abuse was the most difficult to be recognized as such by parents.
- 3) Some kind of neglect that might endanger their children was not taken as seriously as it should be.

It appears that the mothers' recognition of child maltreatment depended on their age, the number of their children and whether they had someone like a mentor about child rearing practices.

We suppose such recognition is reflected on their daily child rearing practices, so we are afraid many potential child maltreatment exists. We think that it is necessary to disseminate the knowledge of child maltreatment and to provide parents with the opportunity for them to think about their child rearing practices. It is also felt the necessity to help parents to reduce and resolve their stress and anxiety in their daily life dealing with their children.

Keywords: recognition of child maltreatment, child rearing practices, physical abuse, psychological abuse, neglect

佐藤奈保 (さとう なほ)

〒399-4117 駒ヶ根市赤穂1694 長野県看護大学

(1999年4月以降) 〒260-8672 千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学大学院看護学研究科

Naho SATOH

Nagano College of Nursing, 1694 Akaho, Komagane, 399-4117

(From 1999 April) Graduate School of Nursing, Chiba University, 1-8-1

Inohana, Chuo-ku, Chiba 260-8672.

e-mail: naho@nurse.n.chiba-u.ac.jp

子どもの虐待電話相談

毎月の定例会を始め、講演会やワークショップの開催などを通じて、虐待に悩む市民の声が大都市に限らず地方の小規模な都市にも潜在していることが予想された。そこで虐待に悩む人がより打ち明けられやすい形での対応として電話相談を開設し、地域に潜在している市民の声に応える試みが始まった。その手始めとして、「子ども達を虐待/暴力から守ろう」というテーマのもとに平成10年3月28日（土曜）の9:00から18:00まで、1日無料電話相談を行った。相談員はこの研究会に所属している大学教員、婦人相談員、スクールカウンセラー、児童福祉司などが交代で担当した。この電話相談の開設に先駆けて地域住民への宣伝活動としてチラシの配布、ケーブルテレビでの放映、刊行物への掲載などを行った。配付先は市民の目に触れやすい駅、コンビニエンスストア、図書館、市の公民館、病院、保育園、小学校、中学校などに設置または配布した。電話相談当日には母親を中心とした3件の電話相談があった。内容は、母親の育児に伴うストレスや、家族関係の不調和に悩んだもの、緊急的な介入の必要までではなくとも継続して見守っていく必要のあるものなどであった。この結果から「都市部に多い」とされる、虐待に似た状態が地方にもあることを実感した。また、嫁と姑の確執に子どもが巻き込まれるなど、三世代家族ならではの問題を目の当たりにした。我々はこの3件の相談を決して少ない数ではないと受けとめ、この事例が氷山の一角であるかもしれないという認識のもとに定期的な電話相談へとステップアップさせることにした。より多くの方々にこの電話相談の存在をアピールするためにパンフレットの作成を行い、1日電話相談のときと同様に市民の目に触れる場所に配布した。平成10年12月から毎月第2土曜日の13:00から17:00までを相談時間として開始した。電話相談開設後1年を経過した時点での延べ電話件数は6件である。この数字は我々の当初の期待に必ずしも沿うものではなかった。今後の課題として、更なる啓発/宣伝活動による呼びかけを行うことと、しばしば電話相談日以外の平日にも直接研究代表者のもとに電話があり対応しているため、電話相談の曜日と回数を再度検討する必要があると考えている。

<事例>

以下に電話相談のあった事例の一部を大まかに記載する。

- 1.電話相談日：平成11年3月8日
- 2.クライアント：2児の母
- 3.相談の概要

この事例は平成10年3月28日（土）の1日電話相談の時に電話があり、その1年後、定期的な電話相談日にも電話をしてきた。

2人の子どものうち上の子がどうしてもかわいく思えないでいる。またそんな自分が許せずに苦しんでいる。嫁いだ先が三世代家族で姑との関係が上手く保たれていない。子どもを叱ると、子どもたちは姑のもとに逃げていく。また、夫が板挟みになることを心配したり、口に出したところで問題が解決されるとは思っていないため、夫には今の悩みを打ち明けられないでいる。そんなことから、家の中で孤立感を感じている（“家の中には味方が誰もい

ない”という)。また、近所の子育てサークルに行つて愚痴をこぼすが、全てを伝えられず根本的には癒されていない。実家にも話しはしているが心配を掛けたくないという思いがあり、自分の気持ちを十分に表出できないでいる。家庭の外でも孤立感を感じており、一人で問題を抱え込んだままの状況で誰かに聞いてもらいたくて、認めてもらいたくて電話をしてきた。

クライアントの問題は単に子どもがかわいく思えない自分が嫌ということだけではなく、家庭内の複雑な人間関係をもはらんでいた。自分ががまんすることで家庭内が丸く収まればという気持ちが強く、サポート役の夫に相談していない。“前回電話してから半年がんばれたので、今日相談すればもう半年がんばれる”と行って相談が終了した。

電話相談者の対応として、まずクライアントの話しを傾聴することに努め、思いを表出できるように電話相談者が感じたことを伝えた。そのことで、クライアントの内にあるものをわずかではあるが引き出せた。クライアントの最後の言葉に対し頑張る必要はないから、苦しくなったらいつでも相談してくるよう伝えた。この相談に対して緊急的な対応が必要でないと判断した。

課題と展望

Krugmann(1988)によれば、子どもの虐待に対する社会の対応には6つの発展段階がある。第1段階は虐待の存在を否認/無視する時期であり、第2段階は身体的虐待の存在を認める時期であり、第3段階は子どもを保護するために親子分離と施設入所をすすめる時期であり、第4段階は虐待親の援助と治療に取り組む時期であり、第5段階は性的虐待の存在を認める時期であり、第6段階は性的虐待を含めた子どもの虐待の発生予防に取り組む時期である。もちろん、これらの段階は重複しながら螺旋状に発展するが、わが国の子どもの虐待に対する対応は、欧米先進国に比べて15-20年遅れているといわれており、漸く第3段階に入っていると思われる。この段階の課題として、親権の法的解釈上の問題、親子分離の司法手続きの問題、被害児のケアの問題等が上げられる。第4段階の課題は虐待親の治療プログラムの開発とその司法手続きの問題である。第5段階の課題は性的虐待被害児の発見の問題、被害児やサバイバーの治療とリハビリの問題、性的虐待加害者に対する治療とリハビリの問題である。第6段階の課題は、性的虐待を含めた子どもの虐待の発生予防に対する包括的な仕組みづくりである。実は、第4段階以降がより困難であるといわれており、今日なお欧米先進国でも性的虐待の被害児とその家族、サバイバー及び虐待者に対する対応が必ずしも十分成果を上げていない。子どもの性的虐待(CSA)は、構造的/社会的力関係、秘密性/密室性、潜伏性、長期的インパクトの深刻さ等の点から、他の子どもの虐待と比較して、被害児とその家族を援助する上で、より多くの困難を内包しているためである。厚生省の児童相談所の相談処理状況調査(1999)によれば、「性的暴行」の割合が5.7%を占め、「子どもと家庭の心と健康」調査報告書(1999)でも、特に小学生以下の性的虐待(含身体的非接触)は、女性15.6%、男性5.7%、18歳未満では女性58.8%、男性12.0%に達していた。今後、子どもの人権や子どもの性的虐待の広範性/後遺症に対する啓発と理解が進むにつれて、性的虐待の発見件数と子どもの虐待全体に占める性的虐待の割合がしばらくは増加傾向を示すことが予想される。

今後地域で取り組まなければならない課題は多くあるが、その中でも性的虐待の早期発見と適切な対応を行うための多職種間のネットワーク化、人材の育成、啓発教育等が急務の課題といえよう。専門家だけではなく、市民の幅広い意見や実感を集積・共有して、より実効性の伴う活動を、行政、県内外の組織・団体、NGOなどとのネットワークづくりをとおしてすすめていきたい。

文 献

1. Krugmann.D.C. et al(1988):The New Child Protection Team Handbook, Garland Publisher.
2. 北山秋雄他(1999):「子どもと家庭の心と健康」調査報告書,性科学情報センター.

資料

長野県看護大学「子どもの虐待防止研究会」ワークショップ

平成8年7月から学内外の専門職の先生方と勉強会を重ねてまいりましたが、このたび地域の皆様とともに、子どものいじめや虐待について検討する機会を持ちたいと考え、ワークショップを企画いたしました。

1. 標語・テーマ

本ワークショップの標語・テーマは「ストップ・ザ・いじめ&虐待ー子どもたちをいじめや虐待から救おう」です。

2. 内 容

1)東京のNGO「グループCAP (Child Assault Prevention)」による「子どもがいじめや虐待から身を守る」ための役割劇の実演

これは、アメリカで開発された「子どもたちがいじめや虐待から自分自身を守るためのプログラム」を日本に合うようにアレンジしたものです。すべての子どもたちに備わっている、安心する権利、自信を持つ権利、自由に行動する権利の3つの権利を、子どもたちがロールプレイ(役割劇)に参加することによって身につけていきます。

2)子どものいじめや虐待に関する参加者との意見交換

3. 日時、場所、対象者および定員

1)日 時

平成9年3月1日(土) 14:00-16:30

2)場 所

長野県看護大学 講堂
〒399-41 駒ヶ根市赤穂1694番地

3)対象者

一般市民および小学生以上の子ども

4)定 員

450人(先着450人になり次第締め切らせていただきます)
当日は、13時00分から受付いたします。

4. 参加費

300円(但し、18歳未満無料)

5. 問い合わせ先

〒399-41

駒ヶ根市赤穂1694番地

長野県看護大学 健康・保健学

北山秋雄(Tel&Fax:0265-81-5135,

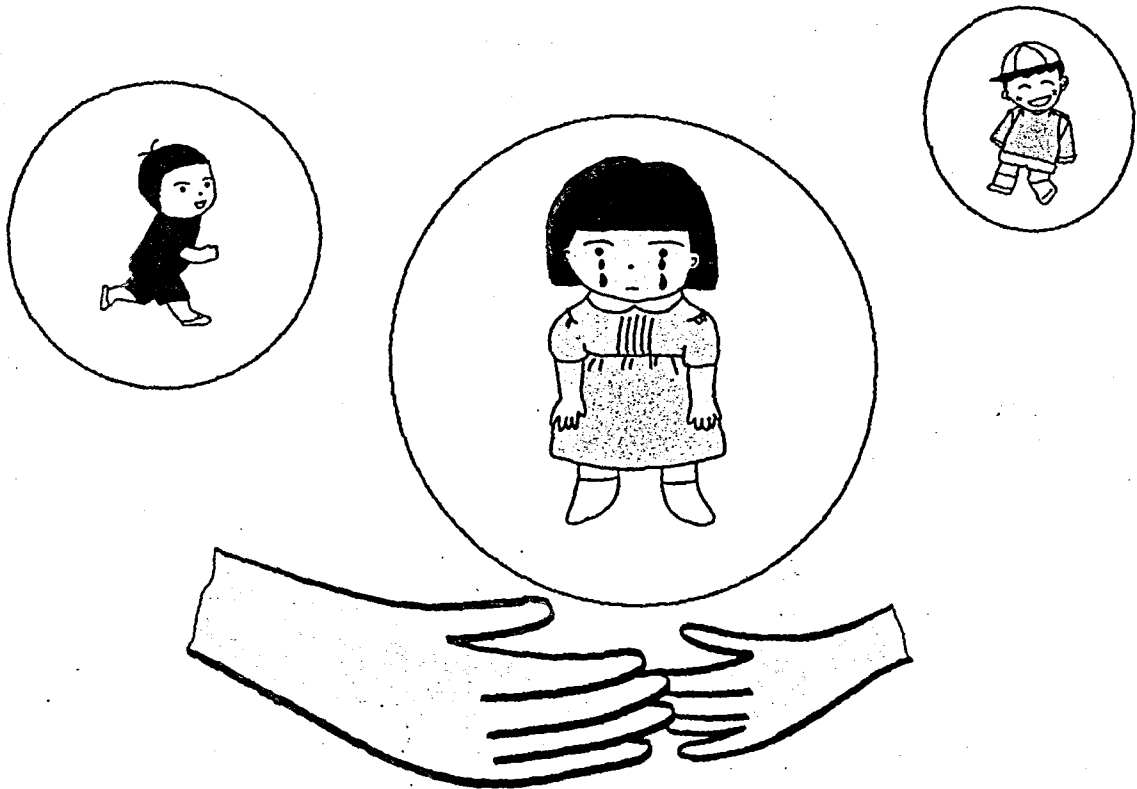
E-mail:akio_kitayama@mbx.nagano-nurs.ac.jp)

★駐車場に限りがございますので、公共交通機関等の利用または乗り合わせしてご来場下さい。

ストップ・ザ・

いじめ^{ぎゃく}&虐待^{たい}

～子どもたちをいじめや虐待^{すく}から救おう～



日時：平成9年3月1日(土)

午後2時～4時30分

場所：長野県看護大学 講堂

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地

当日先着450名様(小学生以上)まで受付します(午後1時から)

参加費:300円(但し18歳未満無料)

問い合わせ:長野県看護大学 北山秋雄 TEL&FAX 0265-81-5135

長野県看護大学「子どもの虐待防止研究会」 ワークショップ

日 時

平成9年3月1日(土) 14:00-16:30

場 所

長野県看護大学 講堂

〒399-41 駒ヶ根市赤穂1694番地

問い合わせ

〒399-41

駒ヶ根市赤穂1694番地

長野県看護大学 健康・保健学 北山秋雄

TEL&FAX:0265-81-5135

E-mail : akio_kitayama@mbx.nagano-nurs.ac.jp

プログラム

14:00 開会のあいさつ

14:15 第一部

グループCAP (Child Assault Prevention)による、
「子どもがいじめや虐待から身を守る」ための役割劇の実演

グループCAPメンバー …… 安藤由紀さん、草野順子さん

15:20 休憩

15:30 第二部

参加者との意見交換

16:30 閉会のあいさつ

いじめと虐待の類似点と相違点

by 北山 秋雄

1. 類似点

- ・ 人権侵害／犯罪であること－被害児の視点の欠如
- ・ しばしば暴力を伴うこと
- ・ 力関係
- ・ 密室性／隠蔽性／反復性
- ・ 要求／行為のエスカレーション
- ・ 司法的介入が困難であること
- ・ 加害者の負の部分の投影
- ・ 被害児の反応－frozen fright & dissociation－
- ・ 被害児の深刻な心的外傷(trauma)

2. 相違点

	い じ め	虐 待
・ 加害児/者	子ども(複数)	大 人
・ 被害児	加害児と同年代の子ども	子ども
・ 発生場所	学 校	家庭／施設
・ 好発年齢	思春期(中学生)	就学前
・ 加害者の感情	罪悪感(-)	罪悪感(+)/アンビバレント
・ 加害行為の態様	陰湿/無目的/快感	強迫的/発作的
・ 被害児の心理	屈辱/恐怖/無力	無価値/自罰的
・ 被害児の自殺	自殺(+)	自殺(-)
・ 関係性	加害児/傍観児/被害児(流動的)	加害者/被害児(不変)
・ 擬装性	仲良く振る舞う(+)	仲良く振る舞う(±)
・ 発生メカニズム	学校病理/加害児の未熟性 集団力差	家族病理/加害者のトラウマ 社会的孤立・貧困

97/03/01 子どもの虐待防止研究会ワークショップ アンケート

アンケート回収数 38 枚 (18 才以上の来場者 56 名中)

(1)第1部 グループCAPの実演について <回答数 34>

5.とてもよかった	15
4.よかった	18
3.ふつう	1
2.あまりよくなかった	0
1.よくなかった	0

(2)第2部 意見交換について <回答数 22>

5.とてもよかった	6
4.よかった	14
3.ふつう	2
2.あまりよくなかった	0
1.よくなかった	0



伊那支社
〒399-44 伊那市
西春近2916-111報ビル
電話 0265(72)3016
FAX 0265(72)3199

駒ヶ根支局
〒399-41 駒ヶ根市
上徳北12-3下平ビル
電話 0265(82)5378
FAX 0265(82)5886

辰野支局
〒399-04
辰野町中央43
電話 0266(41)0221
FAX 0266(41)1161

伊那広告部
〒399-14 伊那市
西春近2916-111報ビル
電話 0265(76)1813
FAX 0265(73)2008

発行所 〒392 諏訪市高島3
長野日報社
©長野日報社 1997

子供の権利を考える

いじめや虐待防止を

駒ヶ根で公開研究集会

子供の虐待やいじめを研究している子どもの虐待防止研究会(代表・北山秋雄)は、2日、公開研究会(ス
トップ・サ・いじめと虐待)子どもたちをいじめや虐待から救おうを駒ヶ根の同大で開いた。いじめなどを子供たちが実際に体
験する役割劇や意見交換を行い、子供の権利の確立と社会的権利意識などについて考えた。

役割劇で実際に「体験」

子供がらみの問題が限ら
ず、でも年々増加傾向にあり、
社会の関心も高まる中、子
供の持つ権利を広く知って
もらい、より関心を高めて
もらうと企画。親子連れ
や教育関係者、学生ら約百
人が参加した。

役割劇は、東京のカウンセラーグループ「アルーアCAP」の安藤由紀さんと草野順子さんの二人が指導。アメリカでは公立学校の約八割で実施されているという予防教育プログラムをアレンジした教育法で、客席の子供や学生を交えていじめや誘拐、性的虐待のシナリオで実施した。いじめをテーマにしたパターンの、「いじめられ

こうした権利を守るために「いやだ」と断ったり、信
頼できる大人に相談する大
切さなどを学んだ。
続いて行われた意見交換
では、客席から「相談した



役割劇で人権意識を高める参加者たち

くてもどうしたらいかが分
からないという人もたまた
まいると思う。悩みを打ち
明けられる窓口のP良やネ
ットワークの拡大など、南信
護士、児童相談員ら、南信

の十四人で組織。昨年七月
に発足し、事例報告や研究
など、月一回の割合で勉強
会を開いている。今後は「子
供の一時保護施設やネット
ワークの拡大に取り組みで
いきたい」(北山助教授)
としている。

長野県看護大学「南信子どもの虐待防止研究会」1日電話相談

本会は、平成8年7月から本学内外の専門職の方々と「子どもの虐待防止」に関して毎月開いている研究会です。昨年度は3月1日にワークショップ「ストップ・ザ・いじめ&虐待—子どもたちをいじめや虐待から救おう」を行い、子どもたちをはじめ市民の皆様と話し合う機会を持ちました。本年度は、より多くの子どもたちや市民の皆様からの悩みをお聴きしたいと考え、下記のような「1日電話相談(無料)」を企画いたしました。地域の皆様への広報方宜しくお願いいたします。

1、標語・テーマ

今回の1日電話相談の標語・テーマは「子どもたちを**虐待/暴力**から守ろう」です。

2、内容

日常生活の中で、①子どもについ手をあげてしまったりイライラした感情をぶつけたあとで後悔することを繰り返す、②子育てに疲れて子どもがかわいく思えない、などで悩んでいる保護者の方、近所でしばしば子どもの悲鳴を聞いたり必要なケアを受けていない子どもを見かける方、あるいは大人からの「いじめ」や暴力に悩んでいる子どもたち、などからのご相談にお応えしたいと思います。

3、電話番号

「0265-81-7363」です。

4、開設日時と開設場所

- ・平成10年3月28日(土) 9:00-18:00 のみ
- ・長野県看護大学研究教育棟4F

5、主催団体

「南信子どもの虐待防止研究会」です。— 長野県看護大学の教官、小児科医師、弁護士、ソーシャルワーカーなどがお聴きします。

6、問い合わせ先

〒399-4117

駒ヶ根市赤穂1694 長野県看護大学

北山秋雄 (TEL&FAX: 0265-81-5135)

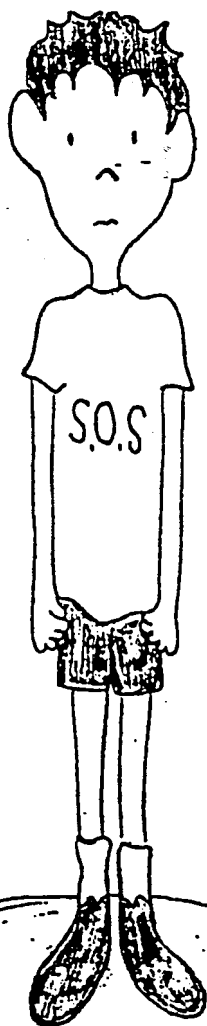
E-mail: akio_kitayama@mbx.nagano-nurs.ac.jp

* 必要なときには専門機関をご紹介いたします。また、秘密を厳守することをお誓いいたします。面接相談は行いません。

南信子どもの虐待防止研究会 1日電話相談

子どもたちを 虐待／暴力から守ろう

☆子どもにつき手をあげてしまう、子育てに疲れて子どもがかわいく思えない etc...でお悩みの保護者の方



☆また、こんな場面や隣人を近所でしばしば見かけていらっしゃる方

等々...

☆大人からの暴力や「いじめ」に悩んでいる子どもたち

皆様方からのご相談には、長野県看護大学の教官、小児科医師、弁護士、ソーシャルワーカーらがお応えいたします

日 時：平成10年3月28日(土)

9:00~18:00 (1日のみ)

電話番号：0265-81-7363

*相談は無料です。

*必要なときには専門機関をご紹介します。また、秘密を厳守することをお誓いいたします。面接相談は行いません。

お問い合わせは...

〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 1694 長野県看護大学

北山 秋雄

TEL&FAX:0265-81-5135 E-mail:akio_kitayama@mbox.nagano-nurs.ac.jp

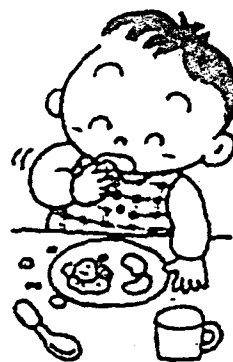
— 「南信子どもの虐待防止研究会」 1日電話相談 —

「南信子どもの虐待防止研究会」では、長野県看護大学の教官が中心となり、児童福祉司、弁護士などの専門職のみなさんと「子どもの虐待防止」についての研究会や勉強会を行っています。昨年ワークショップ「ストップ・ザ・いじめ&虐待—子どもたちをいじめや虐待から救おう」を行い、子どもたちをはじめ地域のみなさんと話し合う機会をもちました。今回はより多くのみなさんからおはなしや悩みをお聴きしたいと考え、1日電話相談を企画いたしました。



イライラして子どもにつらくあたってしまったたり、
つい手をあげたりしてしまう...
子育てに疲れて、子どもがかわいく思えない...
そんなふうに苦しんでいるのは、あなただけではありません。
ひとりで悩まないで、わたしたちにお話を聞かせて下さいませんか？

あなたの近所に、大人からの暴力をうけていたり、
食事や着がえなどの必要な世話がされていない子どもはいませんか？
みなさんのあたたかい目と、ほんの少しの勇気で、
虐待されている子どもたちを救うことができます。
そのような子どもを見かけたことがあるという方、どうかお電話下さい。



日時：平成10年3月28日（土）9：00～18：00
電話番号：0265-81-7363

主催：南信子どもの虐待防止研究会

長野県看護大学の教官、小児科医師、弁護士、ソーシャルワーカーが
ご相談をお聴きします。

※面接相談は行いません。必要なときには、専門機関をご紹介いたします。
また、相談内容に関しては秘密を厳守することをお誓いいたします。

問い合わせ先：〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 1694 長野県看護大学
北山 秋雄
TEL&FAX 0265-81-5135
E-mail : akio_kitayama@mbox.nagano-nurs.ac.jp

長野日報 1998年(平成10年)3月31日火曜日



電話で相談に応じる相談員

上伊那にも子供の虐待

根本的原因是母親の孤立

児童虐待の研究をしている「南信子どもの虐待防止研究会」(代表・北山秋雄、群馬大学助教授)が二十八日、県看護大(駒ヶ根市)の研究室に相談室を設け、初めての無料電話相談を行った。この結果、「都市部に多い」とされる虐待が上伊那地方にもあることや、嫁と姑(しゅうと)の確執に子供が巻き込まれるなど、三世代家族ならではの虐待があった、この地方の特徴も垣間見えた。

全国的に虐待が増加傾向した。午前九時から午後六時までの南信、上伊那地方の児童相談員、ソーシャ

南信防止研究会が初の電話相談

方での実態を探ろうと実施。相談処理件数は年々増加。厚生省のまとめによる全国の虐待にかんする

ルワーカー、弁護士ら八人が交代で受け付けた。かかってきた電話は、母親を中心に三件。育児相談から深刻な内容のものもあった。北山助教授は「虐待という概念がまだ浸透していないため、三件という数字は決して少なくない。虐待が、この地方にも確実にある」と分かったと感想を述べた。

しかし、今回の電話相談を含め、同研究会が上伊那地方を中心に調べたところ、三世代家族にも虐待があることが判明。同研究会では「虐待の概念に加え、虐待を見た時の対処の方法も認識されるべき。今後も電話相談や啓発活動を行って、地域の各機関と連携を取りながら、もっと深く追究していきたい」と話している。

一九九〇年に千二百一十件だったのが、九五年には二千七百二十二件と、五年間で二倍以上に増えている。県下でも九一年の千九百九十九件が、九五年には四百七十七件に減っている。

▽身体への暴行▽精神的な圧力▽性的嫌がらせ▽保護の怠慢・拒否が虐待の代表例。こうした虐待は母親が行う場合が圧倒的で、核家族化や少子化など、家庭環境の都会化から、母親が孤立してしまうことが原因にあることが多いとい

▽都会型とは形態の傾向が異なるものの、「どちらの例も、母親が孤立しているという点は共通している。根本的原因是、やはりここに



Nagano College of Nursing
1694 Akaho, Komagane City,
Nagano 399-41
JAPAN

Phone: +81-265-81-5100
Fax : +81-265-81-1256

平成10年 10月 26日

飯田子どもアビュースネットワーク
会長 長沼 邦明 様

長野県看護大学
南信子どもの虐待防止研究会
世話人代表 北山 秋雄

子ども虐待電話相談に対するご協力をお願い

深秋の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。


さて、本会は、平成8年7月から本学内外の専門職の方々と「子どもの虐待防止」に関して毎月開いている研究会でございます。一昨年度は3月1日にワークショップ「ストップ・ザ・いじめ&虐待ー子どもたちをいじめや虐待から救おう」を行い、子どもたちをはじめ市民の皆様と話し合う機会を持ちました。昨年度は3月28日に、より多くの子どもたちや市民の皆様からの悩みをお聴きしたいと考え、「1日電話相談(無料)」を実施いたしました。そして、今年12月から毎月第2土曜日(第1回 12/12) 13:00-17:00 子ども虐待電話相談を開設することになりました。相談内容によって、貴ネットワークのご協力とご指導をお願いしたく存じます。どうぞ宜しくお願いいたします。

『南信子どもの虐待ホットライン』パンフレット

1999年3月作成

「子どもの虐待/イメージに関するアンケート調査」の結果をふまえ、虐待に関する啓蒙活動と、電話相談の広報をかねたパンフレットを作成し、関係施設に配布した。

ぎやくたいほつし
南信子どもの虐待防止ホットライン



電話相談
毎月第2土曜日午後1～5時
TEL 0265-81-7363
主催 南信子どもの虐待防止研究会

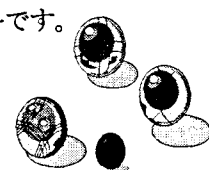
1

1)だれが相談を受け、2)どんな人がホットラインを利用できますか？

1)相談には、看護職やケースワーカーなどが対応します。
内容によって、医師や弁護士を紹介いたします。

2)子どもを虐待している人
・虐待してしまう不安を持っている人
・親や大人から虐待されている子ども
・虐待されている子どもを知っている第三者の人 など

なお、相談は無料です。



2

子どもの虐待とは何でしょうか

子ども(18歳未満)の心身が大人(親、養育者等)によって傷つけられる行為をいいます。

虐待には以下の種類があります。

- ・ 身体的虐待
- ・ 養育の拒否や放置(ネグレクト)
- ・ 心理的虐待
- ・ 性的虐待

虐待は子どもの心と体に深い傷あとを残し、時には生命をうばうこともあります。

◆すべての大人は、虐待されている子どもを発見したら児童相談所または福祉事務所に通告する義務があります(児童福祉法第25条)。
たとえ間違っても、善意の時は罰せられることはありません。

3

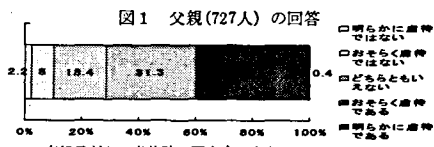
身体的虐待とは

例えば

- ・ つねる、たたく、ける、頭をなぐる
- ・ しばる、水につける
- ・ 火を押しつける、首をしめる など

例: 3歳6月の長男がほとんど毎日おもらしをするので、おもらしのたびに手でお尻を10回ほど叩く

図1 父親(727人)の回答



回答	割合
明らかに虐待ではない	2.5%
おそろしく虐待ではない	18.4%
おどろかともいえない	37.3%
おそろしく虐待である	37.3%
明らかに虐待である	0.4%

南信子どもの虐待防止研究会調査(1998)より

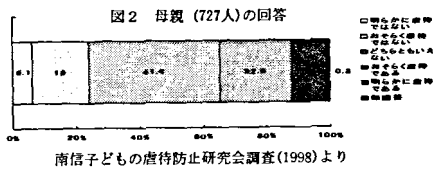
4

養育の拒否や放置 (ネグレクト)とは

例えば

- ・ごはんを食べさせない
- ・衣服をかえない
- ・医者にみせない
- ・危険な場所に放っておく
- ・家に入れない
- ・家に閉じ込める など

例 両親はサービス業で帰宅が遅い。小学校6年生の長女が小学校2年生の弟、幼稚園年中の妹、2歳の妹に夕食と朝食を食べさせ、添い寝をしている。このため、長女は遅刻や欠席が多い。



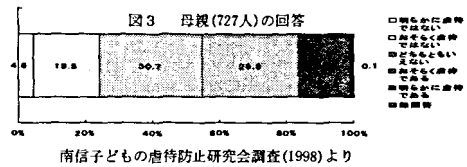
5

心理的虐待とは

例えば

- ・無視する
- ・おびえさせる
- ・悪口、非難またはば声をおびせる など

例 日頃からお菓子を食べるときは手を洗うように言っているのに、手を洗わないで食べたので、親は手でその時1回だけ子どもの手の甲を叩いた。こうしたことが3ヶ月前から時々あり、子どもはその度におびえていた。



6

性的虐待とは

例えば

- ・性的暴行(性交、痴漢その他の性的接触など)
- ・性的搾取(子どもの売買春など)



【図1~3のように、ひとによって虐待の
とらえ方、考え方に違いがあります。】

7

虐待はどうしておきるのでしょうか

ほとんどの親は子どもを愛しています。

けれども、子育てへの不安や周囲からの孤立、家庭の不和などによるストレスから子どもに感情をぶつけてしまうことがあります。それがたび重なって、止めようと思っても止められなくなってしまう。



8

虐待しそうになったら…

- 虐待しそうになったり虐待をしてしまったときには、まず身近の信頼できる人に相談しましょう。
- 身近に相談できる人がいないとき、「**南信子どもの虐待防止ホットライン**」に電話をして下さい。

あなたの電話によって、子どもとあなた自身が救われ、問題解決の道が開けていきます。



9

子どもからのSOS信号

次のいくつかの項目があてはまるときは、**虐待**を疑って下さい。

- 不自然な打撲傷、火傷、熱傷などがある
- 表情が乏しい、なにごとにも無関心である
- 親の前ではそわそわして落ち着きがない
- 過度に乱暴であったり、ひっきりなしに注意をひこうとする
- 衣服が汚れていたり、季節はずれの服装をしている
- 発育・発達が目立って遅れている
- 食べ物への執着が強い
- 身体接触をいやがる
- 家に帰りたがらない

など



10

「南信子どもの虐待防止研究会」の活動は

本会は、1996年7月から長野県看護大学内外の専門家（医師、弁護士、ケースワーカー、看護職など）が集まって「子どもの虐待防止」を目的とした研究/活動をしています。

こうした目的を実現するために、電話相談、意識調査、連携活動、社会啓発等を行っています。

事務局連絡先
 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂1694
 長野県看護大学 健康保健学 北山秋雄
 TEL&FAX 0265-81-5135
 E-mail akio_kitayama@nbox.nagano-nurs.ac.jp



11

そのほかにどんな相談機関がありますか？

飯田児童相談所	0265-25-8300
諏訪児童相談所	0266-52-0056
上伊那福祉事務所(代)	0265-78-2111
下伊那福祉事務所(代)	0265-23-1111
諏訪福祉事務所(代)	0266-53-6000
伊那保健所 保健衛生係	0265-76-6837
飯田保健所 保健衛生係	0265-53-0444
諏訪保健所 保健衛生係	0266-57-2927

【市町村の福祉担当者、保健婦または警察でも相談を受け付けています】

12



Nagano College of Nursing
1694 Akaho, Komagane City,
Nagano 399-41
JAPAN

Phone: +81-265-81-5100
Fax : +81-265-81-1256

平成 11 年 5 月 10 日

駒ヶ根警察署 署長 殿

南信子どもの虐待防止研究会
世話人代表 北山秋雄

担当署員派遣方についてお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本研究会の活動につきましては、平素より格別の御協力・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

既に御存知のことと思いますが、本研究会は 1996 年 7 月から長野県看護大学内外の専門家(医師、弁護士、ケースワーカー、看護職など)が集まって、主に南信地域の「子どもの虐待防止」を目的とした研究/活動を行っています。具体的には毎月 1 回の定例会(事例報告、研究報告、最新情報の交換など)の他に、毎月第 2 土曜日に「南信子どもの虐待防止ホットライン」を開設して電話相談を実施しています。欧米の先行研究などによれば、犯罪加害者の中には、子どもの頃、虐待されて育った者が、そうでない犯罪加害者より明らかに多くいることが指摘されています。また、警察庁は家庭内の出来事でも犯罪性が示唆される場合には介入する方針を打ち出しています。子どもの虐待はしばしば家庭内で発生し、子どもの人権を甚だしく侵害している事例もあり、場合によっては警察の協力が不可欠なこともございます。より多くの関連する専門職が各々の知識と経験と知恵を出し合い共有して、南信地域の子どもの保健・福祉の向上に多少なりとも貢献できればと願っています。

つきましては、本研究会に貴署の担当署員を派遣していただきますようお願い申し上げます。

南信子どもの虐待防止研究会・講演会

子どもの虐待の発見と危機介入のあり方

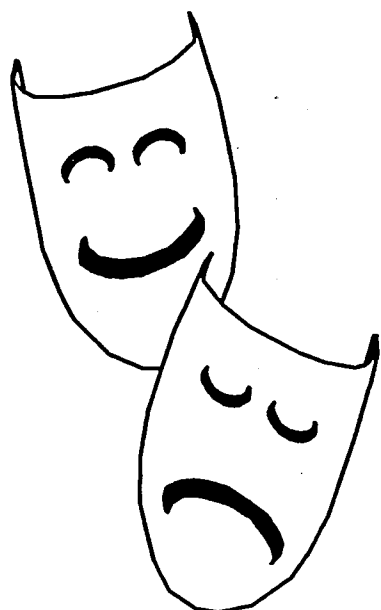
南信子どもの虐待防止研究会では、「子どもの虐待防止」を目的とした研究/活動をすすめてきましたが、今回は愛知県で活躍する弁護士の岩城 宏光 氏 を迎えて、子どもの虐待をめぐる法の現状について、講演会を開催することになりました。岩城先生は「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)」のメンバーでもあり、子どもの虐待を扱った裁判で、性的虐待をした親の親権を剥奪するなど、子どもの権利を守るために精力的に活動していらっしゃいます。

講演会では、「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)」の活動や、実際に先生が扱った事例などを交えながら、子どもの虐待の発見と危機介入について、お話いただく予定です。

講師：岩城 ^{まさてる} 正光 氏 (弁護士)

日時：平成11年 2月24日(水) 15:30~18:00

場所：長野県看護大学 講室
駒ヶ根市赤穂1694番地



<問い合わせ>

南信子どもの虐待防止研究会

長野県看護大学 健康保健学

北山秋雄(代表)

TEL&FAX: 0265-81-5135

集計結果

**「子どもの虐待」の
認識／イメージに関する研究**

 南信子どもの虐待防止研究会

対象・方法

対象：駒ヶ根市内の保育園・幼稚園に通園している
小児の両親1001組。その内の有効回答735組。

方法：「子どもの虐待」のイメージを同質問紙調査
身体的虐待4例、心理的虐待5例、計9例の設定
場面に対し、「明らかに虐待ではない」から「明らか
に虐待である」の5段階で評価するもの

家族の背景

1. 同居人数

同居人数	世帯数	割合(%)
3人	45	6.1
4人	211	28.7
5人	138	18.5
6人	170	23.1
7人	140	19.0
8人	25	3.4
9人以上	7	1.0
不明	1	0.1

2. 家族形態

核家族 381世帯(40.1%)
 拡大家族 374世帯(50.9%)

・両親／子ども以外の同居者〔複数回答〕

父方祖父	222世帯 (30.2%)
父方祖母	268世帯 (38.2%)
母方祖父	67世帯 (17.9%)
母方祖母	82世帯 (21.9%)
その他	60世帯 (8.2%)

└ うち31世帯が曾祖母と同居

3. 母親の年齢

20歳代	82人	11.2%
30歳代	577人	78.5%
40歳代	76人	10.3%

4. 母親の職業 n=735

職種	人数	割合
医療職	35	4.8
福祉職	19	2.6
教職	16	2.2
公務員	14	1.9
会社員	55	7.5
自営業	48	6.5
農業	5	0.7
パート・アルバイト	201	27.3
内職	81	11.0
専業主婦	254	34.6
その他	3	0.4
無回答	4	0.5

5. 父親の年齢

年齢代	人数	割合
20歳代	44人	6.0%
30歳代	471人	64.1%
40歳代	213人	29.0%
50歳代	7人	1.0%

6. 父親の職業 n=735

職種	人数	割合
医療職	17	2.3
福祉職	7	1.0
教職	29	3.9
公務員	48	6.5
会社員	525	71.4
団体職員	14	1.9
自営業	85	11.6
農業	2	0.3
パート・アルバイト	1	0.1
内職	1	0.1
専業主夫	2	0.3
その他	3	0.4
無回答	1	0.1

7. 子どもの人数

人数	世帯数	割合(%)
1人	69	9.4
2人	385	52.4
3人	249	33.9
4人	31	4.2
5人	1	0.1

8. 子どもの男女比

	男 (%)	女 (%)
第1子	379(51.7)	354(48.3)
第2子	345(52.1)	317(47.9)
第3子	140(50.5)	137(49.5)
第4子	16(53.3)	14(46.7)
第5子	1(100.0)	

9. 家族以外の養育上の相談相手

「いる」: 母親566人(77.0%)
父親319人(43.4%)

10. 家族以外の養育上の相談相手 複数回答

相談相手	母親	父親 (人数)
保母・先生	90	23
医師	3	0
保護婦	6	2
看護婦	2	0
カウンセラー	2	4
その他の専門職	3	0
友人・知人	417	116
職場の上司・同僚など	33	43
園で一緒にいる父母・ 同年齢の子の父母	47	5
子育て経験のある 年上の方	5	0
近所の人	7	2
同じ宗教の人	3	0
子育てサークル	2	1

身体的虐待

- a. 子どもがいろいろなことが出来るようになった時には思いきりほめ、危険なことをしたり注意を聞かなかった時にはげんこつをしたり、手の甲をたたいたりして厳しくしている。
- b. 母親は小学校3年生の子どもの勉強を毎晩みている。ある日子どもは勉強の途中で眠ってしまったが、母親は「まだ今日の分が終わってないでしょ！」とゆり起こし、全部が終わるまで寝かせなかった。子どもが布団に入ったのは午前1時であった。
- c. 3歳6ヶ月の子どものほとんど毎日おもらしをするので、母親はその度にご手でお尻を10回ほどたたく。
- d. 母親は子どもの勉強をみるときに、子どもが答えを間違えると頭をたたいたり、ものさしで手の甲を打ったりする。子どもはしばしば泣きながら勉強している。

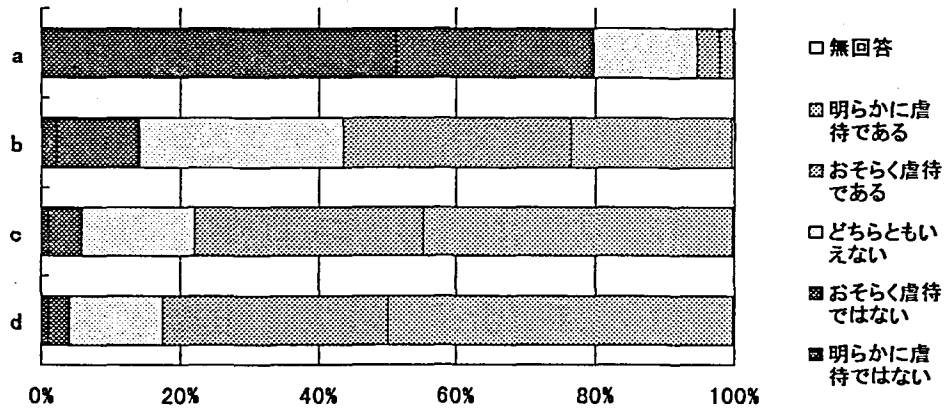
心理的虐待

- e. お菓子を食べる時は手を洗うように言っているのに子どもが洗わずに食べたので、親は手で1回子どもの手の甲をたたいた。こうしたことは以前から時々あり、子どもはその度におびえていた。
- f. 散らかしたおもちゃを子どもが片づけないので母親はいらだち、「お母さんは片づけのできない子は嫌いだよ。そんな子はうちの子じゃないよ。」と言った。
- g. 言うことを聞かない子どもに「そんな子はうちの子じゃありません。出て行きなさい！」と怒鳴って外に出し、子どもが謝ってもしばらく家に入れなかった。
- h. (例文dの状況で)父親はその状況を見てはいるが、母親の行為は子どもの教育のためとして口を出さない。
- i. 上の子たちに比べ学校の成績や運動能力が劣っている末っ子に対し、母親は「本当はおまえを産むつもりはなかったのよ。」と言う。

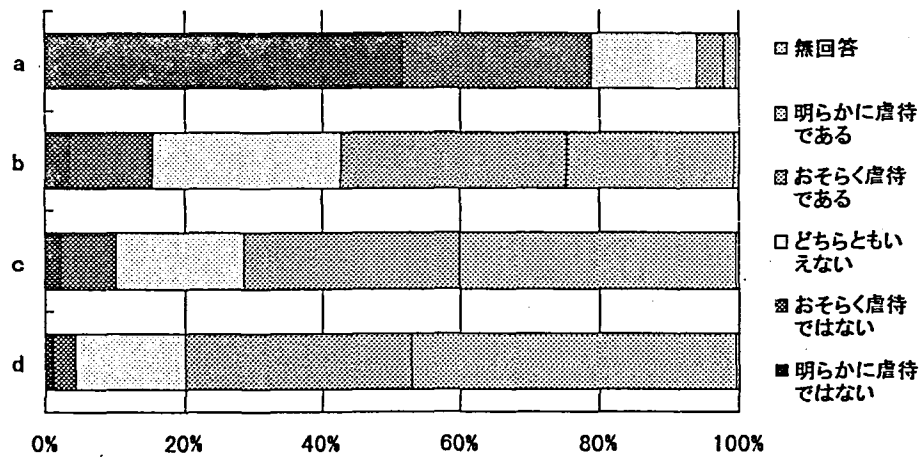
ネグレクト

- j. 両親は仕事で帰宅が遅いため、小学校6年生の長女が小学校2年生の弟、幼稚園児の妹、2歳の妹に夕食と朝食を食べさせ、添い寝をしている。このため、長女は遅刻や欠席が多い。
- k. 共働きで、小学校1年生の子どもが1人で留守番をすることが多い。両親とも帰りが夜10時過ぎとなる日が週3、4日あるが、そういう日はおやつや夕食の準備がされないまま、子どもは両親が帰ってくるまで待っている。
- l. 3人兄弟(4歳、2歳、2ヶ月)の末っ子が入院することになった。両親は「上の子たちの世話だって大変なのに、病気の子なんていない。」と付き添いを拒否し、何ヶ月も面会に来なかった。
- m. 母親は1歳の子どもを連れて離婚した。やっとのことで仕事を見つけたが、実際勤めに出るにあたって子供の世事に困り、仕事に行くときには毎回押し入れに子どもを閉じこめて行った。

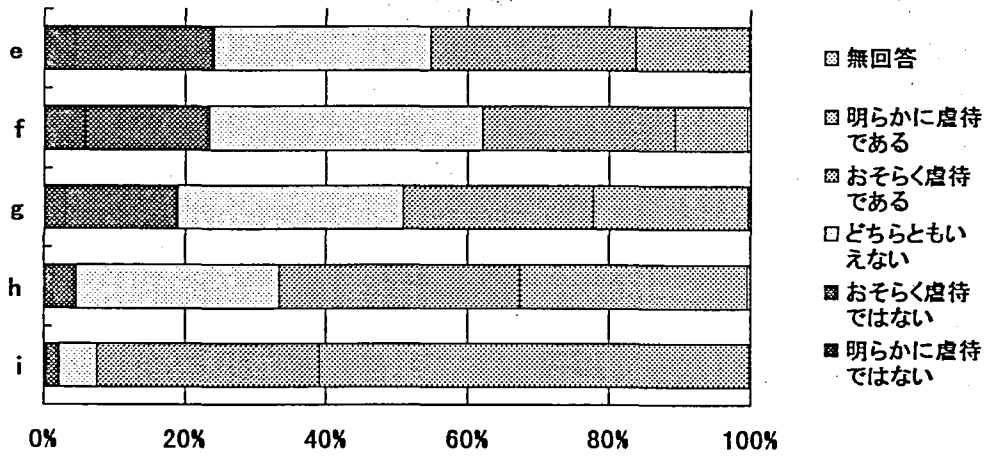
身体的虐待(母親の回答)



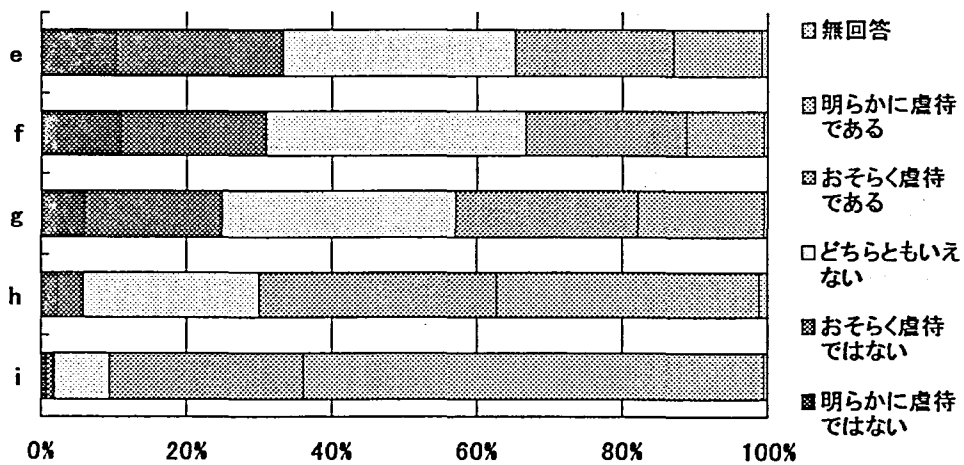
身体的虐待(父親の回答)



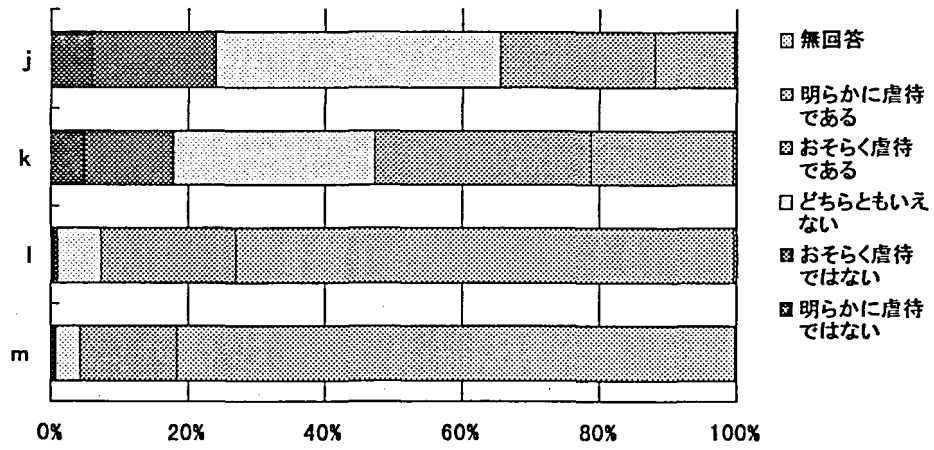
心理的虐待(母親の回答)



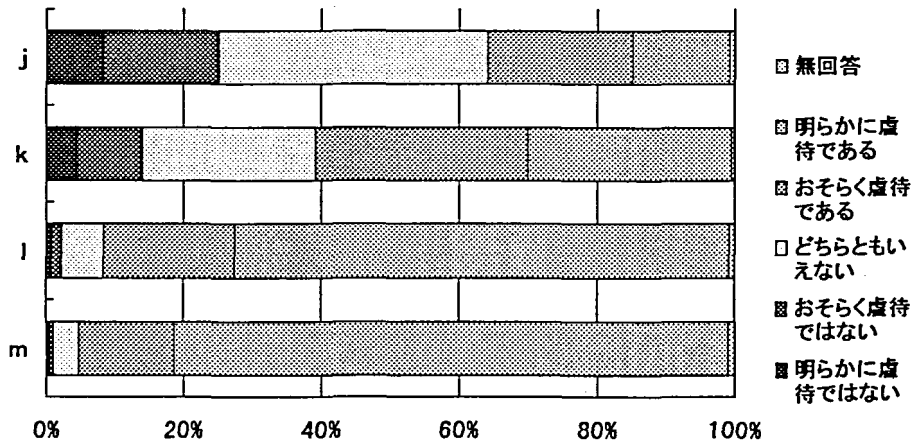
心理的虐待(父親の回答)



ネグレクト(母親の回答)



ネグレクト(父親の回答)





Nagano College of Nursing
1694 Akaho, Komagane City,
Nagano 399-41
JAPAN

Phone: +81-265-81-5100
Fax : +81-265-81-1256

平成9年9月4日
長野県看護大学
南信子どもの虐待防止研究会

アンケート予備調査に対するご協力をお願い

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび当研究会では、「子どもの虐待の認識/イメージに関するアンケート調査」を実施することになりました。昨今、子どもに対する虐待は、諸々の研究会や学会、あるいはマスコミによる報道等によって全国的に大きな社会問題となっています。しかし、「虐待」という言葉のイメージや捉え方には、社会文化的な慣習や個人の生活史によって一般の方々だけでなく専門家間でも相違がみられます。そこで、当研究会では、皆様が「虐待」という言葉をどのように認識しているか調査し、地域における子どもの虐待防止に役立てたいと考え、別添のようなアンケート調査を企画いたしました。調査対象は、駒ヶ根市の全保育所(園)児の保護者の方々を対象とする予定でございますが、調査の信頼性、妥当性を確保するために、予備調査を実施することになりました。

どうぞ当研究会の調査の趣旨をおくみとりの上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この予備調査は10名の保育園児のご両親20名にアンケート調査にご協力いただき、後日係員がアンケートの内容や印象等について約15分程度のインタビューをお母様(あるいはお父様)にお願いいたします。皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、秘密の厳守を徹底いたします。また、後日行われます本調査の結果は、保育所(園)をとおして皆様にご報告する予定でございます。

お問い合わせ先

健康保健学 北山秋雄

〒399-41 駒ヶ根市赤穂1694 長野県看護大学

TEL&FAX: 0265-81-5135

E-mail: akio_kitayama@mbox.nagano-nurs.ac.jp



Nagano College of Nursing
1694 Akaho, Komagane City,
Nagano 399-41
JAPAN

Phone: +81-265-81-5100
Fax : +81-265-81-1256

保育所長／幼稚園長 様

平成 10 年 3 月 18 日
長野県看護大学
南信子どもの虐待防止研究会
世話人代表 北山 秋雄

アンケート調査に対するご協力のお礼

日毎に春めいて参りました。皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先月初旬に実施いたしました「子どもの虐待の認識/イメージに関するアンケート調査」は、お陰様をもちまして70%以上の回収率で無事終了いたしました。現在、コンピュータへの入力作業を行っておりますので、5月の連休明けを目途に結果をご報告したいと思っております。お忙しい中ご協力頂きまして有り難うございました。些少ではございますが、お礼を同封させていただきますので、ご笑納下されば幸いです。

今後とも当研究会に対するご理解とご指導を宜しくお願い申し上げます。



Nagano College of Nursing
1694 Akaho, Komagane City,
Nagano 399-41
JAPAN

Phone: +81-265-81-5100
Fax : +81-265-81-1256

平成 10 年 4 月 8 日

南信子どもの虐待防止研究会
「子供の虐待/イメージに対するアンケート調査」結果報告会について

拝啓 陽春の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

先日は当研究会が実施した「子供の虐待/イメージに関するアンケート調査」にご協力いただきありがとうございました。おかげをもちまして無事アンケート調査も終え、結果をまとめることができました。

つきましては、結果の報告会を下記のとおり計画いたしましたので、ご案内申し上げます。

お忙しい中誠に恐れ入りますが、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、資料の準備の関係上、ご出席いただける人数を 5 月 15 日（金）までにご連絡ください。

敬 具

記

1. 日 時：1998 年 5 月 22 日（金） 15:00-17:00
2. 場 所：長野県看護大学 教育研究棟（詳しい場所は入口に表示します）
〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 1694 番地
3. 内 容：「子どもの虐待の認識/イメージに関するアンケート調査」結果報告
4. 問い合わせ先・連絡先：長野県看護大学 健康・保健学 北山 秋雄
TEL&FAX 0265-81-5135

以 上

◆ご家族のことについてお聞きします。

(1)現在同居されているご家族は、ご自分を含めて何人ですか? () 人

(2)お父さま、お母さま、お子さま以外に同居されている方がいらっしゃいますか。

[はい・いいえ]

はいとお答えになった方にお聞きします。

その方はどなたですか。あてはまる方に○をつけて下さい。

[父方祖父・父方祖母・母方祖父・母方祖母・その他()]

◆お父さまご自身のことについてお聞きします。

(3)お父さまの年齢について、あてはまるところに○をつけて下さい。

[10代・20代・30代・40代・50代]

(4)お父さまのご職業について、あてはまるものに○をつけて下さい。(医療職、福祉職、教職の方は、カッコ内に具体的な職種名もご記入下さい。)

[医療職()・福祉職()・教職()・
公務員・会社員・自営業・パート(アルバイト)・内職・専業主婦・その他()]

(5)お父さまの最終学歴について、あてはまるものに○をつけて下さい。

[中学卒・高校卒・高校中退・短大卒・大学卒・大学院卒・専門学校卒・
その他()]

◆お子さまについてお聞きします。

(6)お子さまは何人いらっしゃいますか。 () 人

(7)お子さまの年齢・性別を、上のお子さまから順に記入して下さい。

[男・女] (歳 月)

[男・女] (歳 月)

[男・女] (歳 月)

[男・女] (歳 月)

[男・女] (歳 月)

(8)主にお子さまの世話をなさっているのは、どなたですか?

[母親・父親・父方祖母・父方祖父・母方祖母・母方祖父・親戚()・
その他()]

◆お子さまを育てるにあたり、何か養育方針をお持ちでしたらご記入下さい。

下の(1)~(13)の文を読み、それぞれの内容について「0:明らかに虐待ではない」「1:おそらく虐待ではない」「2:どちらともいえない」「3:おそらく虐待である」「4:明らかに虐待である」のうち、あてはまると思う番号を○で囲んで下さい。(番号以外の所には○をつけないで下さい。)

回答例 0 1 2 **3** 4 悪い例 0 1 2 3 4

	明らかに虐待ではない	おそらく虐待ではない	どちらともいえない	おそらく虐待である	明らかに虐待である
(1) 両親の仕事が忙しく、小学校1年生の男の子が1人で留守番をすることが多い。両親とも帰りが夜10時を過ぎることが週に3~4日あり、そういう日はおやつや夕食の用意ができないため、子どもは両親が帰ってくるまで食わずに待っている。	0	1	2	3	4
(2) 3人兄弟の末っ子で小学校3年生の男の子。2人の兄に比べると学校の成績や運動能力がやや劣っている。その子に対して母親は何かというと「本当はおまえを産むつもりはなかったのよ。」と言う。	0	1	2	3	4
(3) 両親はサービス業で帰宅が遅い。小学校6年生の長女が小学校2年生の弟、幼稚園年中の妹、2歳の妹に夕食と朝食を食べさせ、添い寝をしている。このため、長女は遅刻や欠席が多い。	0	1	2	3	4
(4) 母親は小学校3年生の子どもの勉強を毎晩みている。遠足で山登りをした日の夜、子どもは勉強の途中で眠くなり、母親が席を立ったときに眠ってしまった。戻ってきた母親は「まだ今日の分が終わっていないでしょ!」とゆり起こし、全部が終わるまで寝かせなかった。子どもが布団に入ったのは午前1時であった。	0	1	2	3	4
(5) 3才6か月の長男がほとんど毎日おもらしをするので、母親はおもらしのたびに手でお尻を10回ほど叩く。	0	1	2	3	4
(6) 3人兄弟(4歳、2歳、2か月)の末っ子である乳児が入院することになった。両親は「上の子たちの世話だって大変なのに、病気の子なんていらない。」と付き添いを拒否し、何か月も面会にも来なかった。	0	1	2	3	4
(7) ① 母親は子どもの塾のない日はつきっきりで勉強をみている。子どもが答えを間違えると、頭をたたいたり、ものさしで手の甲を打ったりする。子どもはしばしば泣きながら勉強を続けている。	0	1	2	3	4
② 父親はその状況を見てはいるが、母親の行動は「子どもの教育のため」と考えており、口を出さない。	0	1	2	3	4
(8) 散らかしたおもちゃの片づけを促したのに、子どもがすぐに片づけようとしないので母親はいらだち、「お母さんは片づけのできない子はきらいだよ。そんな子は家の子じゃないよ。」と言った。	0	1	2	3	4
(9) 日頃からお菓子を食えるときは手を洗うように言っているのに、手を洗わないで食べたので、親は手でその時1回だけ子どもの手の甲を叩いた。こうしたことが3か月前から時々あり、子どもはその度におびえていた。	0	1	2	3	4
(10) 5歳の子どものが食事中に手づかみで食べようとしたので、「手で食べちゃいけません!」と叱った。	0	1	2	3	4
(11) 子どもがいろいろなことができるようになったときは思いっきりほめ、危険なことをしたり、注意を聞かなかった時にはげんこつをしたり、手の甲を叩いたりして厳しくしている。	0	1	2	3	4
(12) 母親は1歳の子どもを連れて離婚し、知り合いの誰もいない町に引っ越してきた。子どもがいることを隠して仕事を探し、やっとパートの職を見つけた。実際勤めに出るにあたって子どもの世話に困り、仕事に行くときには毎回押し入れに子どもを閉じこめて出ていった。	0	1	2	3	4
(13) 子どもがいたずらをして言うことを聞かないので、「そんな子はうちの子じゃありません。出て行きなさい!」と怒鳴って外に出し、子どもが謝ってもしばらく家に入れなかった。	0	1	2	3	4